

1 群馬県漁業調整規則の全部改正について

- (1) 漁業法等の一部を改正する等の法律（改正漁業法）
の概要について（資料1-1）
- (2) 漁業調整規則について（資料1-2）
- (3) 群馬県漁業調整規則 改正理由書（資料1-3）
- (4) 群馬県漁業調整規則全部改正の概要（資料1-4）
- (5) 群馬県漁業調整規則公布（案）（資料1-5）
- (6) 群馬県漁業調整規則新旧対照表（資料1-6）
- (7) 現行の群馬県漁業調整規則案（資料1-7）
- (8) 都道府県漁業調整規則例（資料1-8）

趣旨

漁業は、国民に対し水産物を供給する使命を有しているが、水産資源の減少等により生産量や漁業者数は長期的に減少傾向。他方、我が国周辺には世界有数の広大な漁場が広がっており、漁業の潜在力は大きい。適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す。

改正の概要

I 漁業法の改正（※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合）

（1）新たな資源管理システムの構築

科学的根拠に基づき目標設定、資源を維持回復

【資源管理の基本原則】

- ・資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量(TAC)による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本（第8条）
- ・TAC管理は、個別の漁獲割当て（IQ）による管理が基本（IQの準備が整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理）（第8条）

【漁獲可能量（TAC）の決定】

- ・農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定（第11条）

【漁獲割当て（IQ）】

- ・農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定（第17条）
- ・割当量の移転は、船舶の譲渡等、一定の場合に限定（第22条）

（2）生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現

- ・漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し（第43条）
- ・許可体系を見直し、随時の新規許可を推進（第42条）
- ・許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。漁業生産に関する情報等の報告を義務付け（第52条）

（3）養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し

水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施

【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】

- ・都道府県知事は、計画案について、漁業者や漁業を営もうとする者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表
- ・知事は海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定（第62条～第64条）

【漁業権を付与する者の決定】

- ・既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（法定の優先順位は廃止）（第73条）

【漁場の適切・有効な活用の促進】

- ・漁業権者には、その漁場を適切・有効に活用する責務を課すとともに、漁場活用に関する情報の報告を義務付け（第74条、第90条）

【沿岸漁場管理】

- ・漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入（第109条～第116条）

（4）漁村の活性化と多面的機能の発揮

国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するよう十分配慮（第174条）

（5）その他

- ・海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする行政委員会との性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し（第138条）
- ・密漁対策のため罰則を強化（第132条、第189条）

II 水産業協同組合法の改正

水産改革に合わせた漁協制度の見直し

販売のプロの役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

(1) 漁業調整規則について

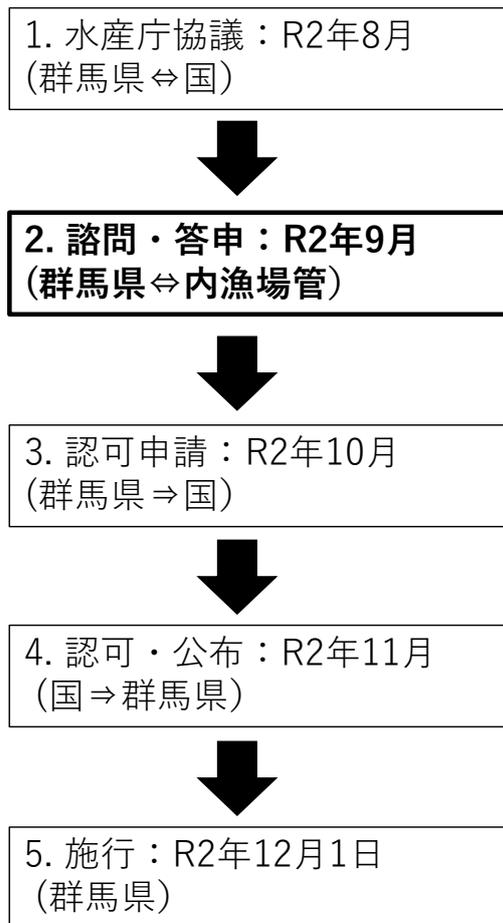
1 法的位置付け等

漁業調整規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）第119条第8項及び同法第171条第4項並びに水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第7項の規定により、水産資源の保護培養及び漁業調整について都道府県知事が農林水産大臣に許可を受けて定める規則である。規則を定める際には、内水面漁場管理委員会の意見を聴く必要がある。

2 内容

- (1) 漁業の許可、許可の申請及び有効期間
- (2) 水産動植物の採捕・処理に関する制限・禁止
- (3) 水産動植物もしくはその製品の販売や所持に関する制限・禁止
- (4) 漁具の制限等
- (5) 違反した場合の罰則等

3 制定や改正の流れ



漁業法抜粋

(漁業調整に関する命令)

第百十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止（前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることを除く。）

二 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止

三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止

四 漁業者の数又は資格に関する制限

3～6 略

7 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

8 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第百七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

2～3 略

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

水産資源保護法抜粋

(水産動植物に有害な物の遺棄の制限等に関する命令)

第四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。

- 一 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止
- 二 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止
- 三 水産動植物の移植に関する制限又は禁止

2～5 略

6 都道府県知事は、第一項及の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

7 都道府県知事は、第一項の規定を制定し、又は改廃しようとするときは、八十四条第一項（海区漁業調整委員会の設置）に規定する海面に係るものにあつては、関係海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会を置く都道府県の管轄に属する内水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五項第五号に規定する内水面をいう。以下同じ。）に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会）の意見を聴かなければならない。

8～9 略

群馬県漁業調整規則 改正理由書 (案)

【構成】

- 第 1 改正の方式
- 第 2 規則例改正に伴う採捕の許可の手續等に係る所要の改正
- 第 3 その他の改正
- 第 4 漁業調整上の支障
- 第 5 水産資源の保護培養上の支障
- 第 6 附則関係

第 1 改正の方式

今回の改正は以下の理由により、全部改正方式によるものとする。

適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、平成 30 年 12 月 14 日に「漁業法等の一部を改正する等の法律」(平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。)が公布され、資源管理措置、漁業許可制度、漁業権制度等の漁業生産に関する基本的制度が一体的に見直されたところである。

改正法に合わせ、「都道府県漁業調整規則例及び都道府県内水面漁業調整規則例の制定について」(平成 12 年 6 月 15 日付け 12 水管第 1426 号水産庁長官通知)が廃止され、都道府県漁業調整規則例(令和 2 年 4 月 28 日付け 2 水管第 155 号水産庁長官通知。以下「規則例」という。)が新たに定められ、目的規定の変更、水産動植物の採捕の許可等について大臣許可漁業に準じた手續等の規定の見直し等の改正が行われた。

規則例の改正に伴い、本県においても漁業調整規則の抜本的な見直しが必要となったことから、群馬県漁業調整規則(昭和 39 年群馬県規則第 34 号。以下「旧規則」という。)の全部を改正し、新たに群馬県漁業調整規則(以下「新規則」という。)を制定する。

なお、全部改正とすることにより、従前の附則がなくなり、これまでの改正履歴が残らないこととなるが、廃止前の規則に関する資料を電子データ化するなど関連資料等の保存管理を徹底することとしていることから、支障は生じない。

第 2 規則例改正に伴う採捕の許可の手續等に係る所要の改正(趣旨・必要性)

【改正理由】

上記の第 1 に同じ

【改正内容】

1 目的規定の改正(新規則第 1 条関係)

改正法により、漁業法(昭和 24 年法第 267 号。)の目的並びに漁業法及び水産資源保護法(昭和 26 年法第 313 号)における規則の制定根拠と条項が改正されたことか

ら、規則例と同様に改正法による改正後の漁業法（以下「法」という。）及び水産資源保護法に基づく内容に改正する。

なお、本県の規則改正では、制定文を記載しないルールであることから、本規則改正でも制定文は記載しない。

2 水産動植物の採捕の許可（新規則第3条関係）

旧規則第6条において規定する内水面における水産動植物の採捕の許可について、新規則第3条において規定するとともに、条文の内容について規則例第4条第1項における漁業の許可に準じた規定とする。また、漁具又は漁法については、規則例に倣い漁具から漁法の順で記載する。

さらに、やなに関する規定については、旧規則と同様に規則例第2項第2号及び第3号の規定には適用せず、規則例に倣い改正を行う。加えて、新規則第2項の「2 前項（第一号を除く。）の規定は、次に掲げる場合には適用しない。」は、刑法（明治40年法律第45号）第31条「刑（死刑を除く。）の言渡しを受けた者は、時効によりその執行の免除を得る。」を参考に改正を行う。

なお、規則例第16条に規定する変更の許可は、採捕の許可が水産動植物の採捕を目的とするものであり、変更の許可が必要となる場合には新たな許可を発出する手続とすることが適当であることから、本条において準用せず、第13条に規定する採捕の許可の内容に違反する採捕の禁止については、今後は許可の条件により規制することが適当であることから、規定しない。

3 大臣許可漁業を準用した手続等の規定を設けることに関する改正（新規則第5条から第11条、第13条関係）

公正かつ安定的な制度運用が確保されるよう、改正法により大臣許可漁業の規定に準じて知事許可漁業の許可の手続等が法制化され、規則例により知事許可漁業の規定に準じて内水面における水産動植物の採捕の許可の手続等が定められたものの、漁業者等に規制の内容が理解されやすくするため、改正法に規定されている条項についても確認的に記載するなど、規則例と同様の改正を行う。

（1）不許可処分、許可の条件の付与、許可の取消し等の際の内水面漁業管理委員会の意見聴取（新規則第5条第2項、第7条第2項、第11条第2項関係）

旧規則第19条第2項、第20条第2項及び第22条第5項において、不許可処分、許可の取消し、許可の条件付与等の際は、内水面漁場管理委員会の意見を聴取することとしている。

これらのことを踏まえ、内水面漁場管理委員会が漁業調整上果たす役割はこれからも重要であり、不許可処分や不利益処分を行う新規則第5条第2項に規定する許可をしない場合、新規則第7条第2項に規定する許可等の後の条件の付与、新規則

第 11 条第 2 項に規定する適格性の喪失等による許可等の取消し等の手続において、現行どおり群馬県内水面漁業調整委員会の意見を聴取することとする。

なお、本県に置かれている内水面漁場管理委員会は群馬県内水面漁場管理委員会の 1 つのみであることから、現行どおり「群馬県内水面漁場管理委員会」と規定する。

(2) 水産動植物の採捕の許可の有効期間（新規則第 8 条関係）

水産動植物の採捕の許可の有効期間については、旧規則第 8 条においても 3 年としており、現在の運用で特段の支障は生じていないことから、引き続き、新規則においても同様に 3 年とする。

ただし、漁業調整のため許可の有効期間を 3 年とすることができない状況も想定されることから、内水面漁場管理委員会の意見を聴いた上で許可の有効期間である 3 年を超えない範囲で別に定めることができる旨を規定する。

(3) 休業による許可の取り消しの期間（新規則第 10 条関係）

旧規則第 21 条第 1 項において、水産動植物の採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から 6 月間又は引き続き 1 年間休業したときは許可を取り消すことができることとしている。今後も予想し得ない休業者の復帰等により、採捕の秩序が乱される事態を回避するため、法第 58 条において準用する法第 51 条第 1 項に基づき規則で定める期間は、現行と同様の期間とする。

(4) 公益上の必要による許可の取り消し等（新規則第 12 条関係）

運用した例はないものの、今後、大臣許可漁業と同様に、公益上の必要により許可等の取消し等を行う可能性はあることから、採捕の許可においても、漁業調整その他公益上の理由による許可の取り消し等の規定について、規則例に倣い大臣許可漁業に適用される法第 55 条第 1 項及び第 2 項と同様の規定を第 12 条第 1 項及び第 2 項に規定する。

また、不利益処分を行う第 12 条に規定する手続において、引き続き内水面漁場管理委員会の意見を聴いて許可等の取消し等を行い得る規定とする。

(5) 許可証の交付（新規則第 13 条関係）

法第 58 条において読み替えて準用する第 56 条に規則で定める許可証の記載事項については、将来の電子化を見据え、規則例において様式を定める形式から、様式の記載事項を規定する形式に改められたことから、同様の改正を行う。

ただし、様式については、漁業者や関係機関が現行の様式を十分に認識していることを踏まえ、当分の間は従前のおりとし、別途群馬県のホームページにおいて公示する予定である。

4 許可証の書換え交付の申請（新規則第 16 条関係）

旧規則第 15 条において規定する許可証の書換えの交付申請に関する規定は、旧規則

第 14 条第 1 項に規定する許可の内容の変更の許可に係る規定との相違を明確化するため、旧規則第 15 条において「採捕の許可の内容たる事項を除く。」と規定していたが、許可を受けた事項と異なる採捕を行おうとする場合は、新たに採捕の許可を受けなければならないことから、「採捕の許可の内容たる事項を除く。」については削除し、規則例に合わせた改正を行う。

5 緯度経度の標記（新規則第 20 条、第 25 条、第 26 条関係）

禁止区域を明確にし、適切な取締りを行うため規則例において緯度経度での標記が基本とされたが、河川等では海面と異なり、橋梁等の明確な目標物を基準とした従来の標記の方が漁業者や遊漁者に理解されやすいことから、標記の変更は行わない。なお、目標物は明確であり、取締り上の支障は生じない。

6 魚種の記載順（新規則第 21 条、第 22 条）

魚種の記載順は高等生物順とし、魚、甲殻類、貝類、その他動物、海藻類の順とする。同類のものは名称の五十音とするが、本県は魚のみのため五十音順とする

7 表の統合（新規則第 21 条、22 条）

新規則第 21 条に規定する禁止期間について、いわな、さくらます（やまめと文言を区別するため、降海した後に溯河したものに限るものとする。）、やまめ（さくらますと文言を区別するため、さくらますのうち降海しないで淡水域に留まるものに限るものとする。）は同期間（9月 21 日から翌年 2 月末日まで）であることから、表の統合を行う。

また、新規則第 22 条に規定する全長との制限について、いわな、さくらます、やまめは同じ全長制限（全長 15 センチメートル以下）であることから、表の統合を行う。

8 複数の規定で採捕が制限されている水産動植物における規定の整理

（1）いわな、さくらます及びやまめの採捕の制限に関する規定の整理（新規則第 21 条、22 条、旧規則第 25 条及び第 26 条関係）

禁止期間、全長等の制限及び禁止区域等の規定により、水産動植物の採捕の制限がなされているが、複数の規定で制限されている水産動植物があることから、規定の整理が必要である。

本県漁業調整規則についても、これらの制限の確認を行ったところ、旧規則第 26 条の全長等の制限で 15 センチメートル以下のいわな、さくらます及びやまめについては、通年禁止されているにも関わらず、旧規則第 25 条の禁止期間においても 9 月 21 日から翌年 2 月末日までの間について採捕が禁止されている。つまり、9 月 21 日から翌年 2 月末日までの間において 15 センチメートル以下のいわな、さくらます及び

やまめの採捕については、1つの違反にもかかわらず、2つの規則（旧規則第 25 条及び第 26 条）の違反になり得ることから、規定の整理が必要である。

このため、新規則第 21 条の禁止期間において、「いわな、さくらます（降海した後に溯河したものに限る。以下同じ。）及びやまめ（さくらますのうち降海しないで淡水域に留まるものに限る。以下同じ。）」を「全長 15 センチメートルを超えるいわな、さくらます（降海した後に溯河したものに限る。以下同じ。）及びやまめ（さくらますのうち降海しないで淡水域に留まるものに限る。以下同じ。）」に変更することにより規定の整理を行う。

（2）さけの全長等の制限に係る規定の削除（新規則第 22 条、旧規則第 25 条及び第 26 条関係）

禁止期間、全長等の制限及び禁止区域等の規定により、水産動植物の採捕の制限がなされているが、複数の規定で制限されている水産動植物があることから、規定の整理が必要である。

本県漁業調整規則についても、これらの制限の確認を行ったところ、旧規則第 25 条の禁止期間規定でさけの採捕は通年禁止されているにも関わらず、旧規則第 26 条の全長等の制限規定により、全長 18 センチメートル以下のさけの採捕も禁止されている。よって、旧規則第 25 条の規定により、さけの採捕は、通年禁止されていることから、全長の制限は必要ない。

このため、新規則第 22 条の全長等の制限の規定から、さけの全長等の制限に係る規定を削除する。

なお、昭和 26 年 8 月 31 日の群馬県漁業調整規則施行時において、さけの採捕について禁止期間（10 月 1 日から 12 月 31 日まで採捕禁止）と全長等の制限（全長 18 センチメートル以下採捕禁止）が規定された。その後、平成 11 年 11 月 30 日の群馬県漁業調整規則の改正時にさけ採捕の周年禁止が規定されたが、その時にサケの全長の制限の削除を行わなかったことから、これまで旧規則第 25 条にさけの全長等の制限に係る規定が残っていたものと考えられる。

9 溯河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限に関する規定の変更（新規則第 28 条関係）

旧規則 32 条の「さく河魚類の通路をしや断して行う漁業は、河川流中の五分之一以上の魚道を開通しなければならない。」は、昭和 26 年 8 月 31 日の群馬県漁業調整規則施行時から規定されている。

しかし、「通路をしや断して行う漁業は、」では、規制対象が不明確である。そのため、規則例とおりに「通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合は、」と変更を行うことにより、規制対象を明確にする。

1 0 特別採捕許可に係る手続規定の整備（新規則第 30 条関係）

旧規則第 34 条第 1 項に規定する試験研究等の適用除外のための特別採捕許可について、新規則第 30 条第 1 項について同様に規定する。

また、旧規則第 34 条第 4 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。）に規定する特別採捕許可の制限又は条件及び旧規則第 34 条第 6 項に規定する許可証に記載された事項に違反して試験研究等を行った場合については、それぞれ旧規則第 37 条第 1 項第 2 号及び第 1 号で罰則が適用されていた。しかし、特別採捕許可は、規則において禁止している事項を当該許可により解除するものであり、本許可の許可証に記載された事項や従来の制限又は条件の違反は、規則において禁止している事項が解除されず、解除しようとした規定に違反することになることから、罰則の適用条項の整理を行い、特別採捕許可に係る条件の付与及び許可証に記載された事項に違反する試験研究等の禁止について規定しないこととする。

なお、旧規則第 34 条第 5 項に規定する試験研究等の終了後の報告については、当該義務の違反に対する罰則が旧規則第 40 条において罰則が適用されており、引き続き罰則を適用する必要があることから、新規則第 30 条第 5 項において存置することとする。

1 1 停泊命令の新設（新規則第 31 条関係）

改正法第 131 条第 1 項において知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（改正法第 27 条及び第 34 条に規定する場合を除く。）は、当該行為をした者が使用船舶について停泊命令等を命ずることができるとされており、改正法の新たに規定されたことから、規則においても確認的に規定することとし、新規則 31 条として同規定を新設する。

1 2 添付書類の省略の規定の新設（新規則第 34 条関係）

行政手続の簡素化による漁業者等の行政手続に係る負担の軽減のため、規則例において、提出された添付書類と同一の添付書類を省略できること等が規定されたことから、新規則第 34 条において規則例と同様の規定を設ける。

1 3 罰則規定の見直し（新規則第 35 条から第 38 条関係）

規則の見直しに伴い、新設又は削除された罰則の規定に関して所要の改正を行う。なお、旧規則第 37 条から第 40 条までの規定は、新規則第 35 条から第 38 条にそれぞれ規定する。

（1）新設の罰則

規則例第 61 条第 3 号において、規則例第 34 条第 13 項において準用する第 22 条

第 2 項の罰則が規定されたことを踏まえ、新規則第 35 条第 1 項第 3 号中の新規則第 11 条第 2 項の採捕の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、採捕の許可に係る操業停止等の命令違反を新たに規定する。

(2) 削除された罰則

ア 許可の内容に違反する採捕の禁止（旧規則第 13 条関係）

旧規則第 13 条の「許可の内容に違反する採捕の禁止」については、新規則において許可内容という概念がなくなることから削除する。そのため、この規定に関する罰則も削除する。

イ 移植の禁止規定（旧規則第 33 条関係）

新規則において旧規則の移植の禁止に係る規定は削除することから、この規定に関する罰則も削除する（旧規則第 33 条第 1 項、第 5 項から第 7 項、第 9 項、第 10 項）。

ウ 特別採捕許可の禁止事項（旧規則第 34 条第 4 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。）関係）

旧規則第 34 条第 4 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。）に規定する特別採捕許可の制限又は条件及び並びに旧規則第 34 条第 6 項に規定する許可証に記載された事項に違反して試験研究等を行った場合については、それぞれ旧規則第 37 条第 1 項第 2 号及び第 1 号で罰則が適用されていた。

しかし、特別採捕許可は、規則において禁止している事項を当該許可により解除するものであり、本許可の許可証に記載された事項や従来の制限又は条件の違反は、規則において禁止している事項が解除されず、解除しようとした規定に違反することになることから、罰則の適用条項の整理を行い、特別採捕許可に係る条件の付与及び許可証に記載された事項に違反する試験研究等の禁止について罰則では規定しないこととする（旧規則第 34 条第 4 項、第 6 項、第 8 項）。

1.4 不要規定等の削除

(1) 許可の内容に違反する採捕の禁止（旧規則第 13 条）及び許可の内容の変更の許可（旧規則第 14 条）

許可内容という概念がなくなったことから、当該規定については削除する。

(2) 移植の禁止に係る規定の削除（旧規則第 33 条関係）

ブラックバス及びブルーギルの移植制限については、「都道府県内水面漁業調整規則例の一部改正（外来魚の移植制限について）（平成 4 年 9 月 18 日付け 4 水振第 1775 号水産庁長官通知）により当該規定を設けるよう助言があった。この助言を受けて本県では平成 5 年 12 月 17 日に群馬県漁業調整規則を改正し、ブラックバス及びブルーギルの移植制限を規定したところである。

その後、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に係る被害の防止に関す

る法律（平成 16 年法第 78 号。以下「外来生物法」という。）により、全国的に規制すべき外来生物については、特定外来生物として、環境大臣及び農林水産大臣の許可を受けた場合を除き、飼養、栽培、保管又は運搬が禁止されている。このため、外来生物法による規制がすでになされているブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）及びブルーギルについては、規則例から移植の禁止に係る規定が削除されたことを踏まえ、規則例と同様の規定とする。

また、らいぎょ（カムルチー）については、昭和 26 年 8 月 31 日の群馬県漁業調整規則施行時において、移植の禁止を規定した。しかし、県内におけるらいぎょの漁業被害及び在来生物相を改変するような被害は、報告されていない。また、全国的にみても生息数は減少傾向にあることから、本規定の削除を行う。なお、詳細については第 3 の 2 に記載する。

(3) 様式の削除（新規則第 2 条、第 4 条第 1 項、第 13 条、第 16 条、第 30 条第 2 項及び第 3 項、旧規則第 5 条関係）

旧規則第 5 条第 2 号に規定する漁業権の免許申請書の様式（旧規則様式第四号）について、当該申請書の記載事項については漁業法施行規則第 23 条第 1 項に規定されている。

また、旧規則第 5 条第 1 号に規定する漁業権行使規則の認可申請書（旧規則様式第三号）及び旧規則第 5 条第 3 号に規定する遊漁規則の認可申請書（旧規則様式第五号）について、改正法において漁業権行使規則や遊漁規則に関し規則で定める旨は規定されていない。改正の都度農林水産大臣の認可を必要とする規則において定めることは適当ではなく、公示や県のホームページ等で周知すればその目的を十分達成できるため、規則例においても当該規定が削除されたことを踏まえ、同様の改正を行う。

さらに、内水面における水産動植物の採捕の許可の手續に係る書類の様式（第 2 条に規定する代表者の選定の届出（旧規則様式第一号）、代表者変更届（旧規則様式第二号）、第 4 条第 1 項に規定する許可等の申請書（旧規則様式第六号）、第 13 条の許可証の記載事項（旧規則様式第七号）、第 16 条の許可証の書換え交付の申請事項（旧規則様式第九号）、試験研究等の適用除外に係る書類の様式（第 30 条第 2 項に規定する許可等の申請書（旧規則様式第十二号）、第 30 条第 3 項の許可証の記載事項（旧規則様式第十三号））について、規則例において様式が削除され、様式の記載事項を規定する形式に改められたことから、同様の改正を行う。なお、当分の間、参考となる様式については、県のホームページで公示する予定である。

(4) 形式的な修正（新規則第 3 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条から第 19 条、第 20 条から第 29 条、第 32 条及び第 33 条関係）

条項の移動等、形式的な変更が行われた規則例と同様の改正を行う。

第3 その他の改正（趣旨・必要性）

【改正理由】

1 そうぎょ及びれんぎょの全長等の制限に係る規定の削除（旧規則第26条）

そうぎょ及びれんぎょ（れんぎょはハクレンとコクレンのこと）は中国に分布する大型の魚類（最大約1 m、約30 kgに達する）であることから、食料増産の目的で明治時代から第二次世界大戦前にかけて移植され、利根川には1943年、1945年に放流されている。

繁殖期は6～7月で大雨の後、水面近くで産卵が行われ、産出された卵は流れとともに下流に流下する。卵は長い距離を流下しつつ孵化するため、流程の短い河川では海に入って卵は死滅する。流程の長い河川の存在が繁殖条件となり、日本では利根川水系にのみ繁殖が限られている。

昭和34年4月27日付け34水漁第1689号水産庁長官通達により、茨城・群馬・栃木・埼玉・千葉・東京の関係都県知事へそうぎょ及びれんぎょの繁殖保護の依頼がなされた。そこで、産卵期の6～7月に全長60 cm以上の親魚の繁殖を保護する目的のため、そうぎょ及びれんぎょの全長等の制限に係る規定（全長60 cm以上のものについて5月20日～7月19日の期間に採捕を禁止）を、昭和35年6月3日の群馬県漁業調整規則改正の施行時において規定した（参考資料○：旧規則改正公布時の県報の写し）。

しかし、「群馬県第5種共同漁業権免許資料」（参考資料○：免許資料の写し）のとおりに過去45年以上も群馬県内における第5種共同漁業権の対象種とした事例はない。

また、国土交通省が実施する「河川水辺の国勢調査」（<http://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/>）において、群馬県と栃木県の県境の谷田川において1991年にハクレンの採捕が確認されたのみであり、群馬県におけるそうぎょ及びれんぎょの生息域は限られており、本県ではもともと資源量が少なかったと考えられる。

さらに、群馬県水産試験場においてそうぎょ及びれんぎょに関する試験研究（増殖・資源保護等に関する試験研究を含む）が行われたこともない。

加えて、そうぎょ及びれんぎょは、平成27年3月に環境省において作成された「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト生態系被害防止外来種リスト」の「その他総合対策外来種」に指定されたことから、国内に定着が確認され、生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、国、地方公共団体、国民など各主体がそれぞれの役割において、防除（野外での取り除き、分布拡大の防止等）、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な外来種と考えられている（参考資料○）。

以上のことから、そうぎょ及びれんぎょについては、規則で積極的に保護する必要がなくなったと考えられ、全長等の制限に係る関係規定を規則から削除するものである。

2 らいぎょの移植の禁止に係る規定の削除（旧規則第 33 条関係）

らいぎょは、大正 12～13 年に意図的に日本に持ち込まれたとされており、肉食性の魚種であることから、水産有用魚を含む在来生物が捕食される可能性が指摘されている（国立環境研究所・侵入生物データベース：<https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/50420.html>）。

そのため、群馬県では昭和 26 年 8 月 31 日の規則施行時において、らいぎょの移植の禁止を規定した。しかし、国土交通省が実施する「河川水辺の国勢調査」（<http://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/>）から県内での生息域は、烏川（神流川との合流地点）と東毛地域の一部（矢場側・落合橋周辺、利根大堰上流）と限られており、近年では漁業被害及び在来生物相を改変するような被害も報告されていない。

また、全国的にみても生息数は減少傾向にある水域が多く、在来生物への影響は軽微とする意見がある（国立環境研究所・侵入生物データベース）。

さらに、「らいぎょ」は、平成 17 年 8 月に環境省により、「要注意外来生物リスト」の「被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物」として適切な取り扱いが推奨されていた。その後、環境省は要注意外来生物リストを平成 27 年 3 月 26 日に発展的に解消し、新たに「我が国の生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」を作成したが、本リストから「らいぎょ」は削除された。

以上のように「らいぎょ」による水産有用魚の被害は軽微であり、規則で移植を禁止する必要がなくなったので規則から関係規定を削除するものである。

3 あゆ採捕の禁止期間に係る規定の変更（新規則第 21 条、旧規則第 25 条）

あゆ採捕の禁止期間には（新規則第 21 条、旧規則第 25 条）、禁止期間の延長において「知事が群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いてあゆの禁止期間を延長したときは、その期間」と規定されている。

しかし、40 年以上にわたり、この規定を用いた事例はなく、新たに禁止期間の設定が必要となった場合は、規則改正にて対応することとし、本規定及び同条第 2 項の関連事項については削除を行う。

4 漁具漁法の制限及び禁止に係る規定の変更（新規則第 23 条 第 24 条、旧規則第 27 条、第 28 条）

漁具漁法の制限及び禁止の「やす、針等を放射してなす漁法」（新規則第 23 条 9 号、旧規則第 28 条 9 号）と「その他の網類（わかさぎ、もろこ、えび等を採捕するものを除く。）」（新規則第 24 条、旧規則第 28 条）については、規制の対象をより具体化するため、「等」の削除を行い、それぞれ「やす、針その他これらに類するものを放射する

漁法」と「その他の網類（わかさぎ、もろこ又はえびを採捕するものを除く。）」に規定を変更する。

5 禁止区域に係る規定の変更（新規則第 25 条）

旧規則第 29 条 3 号の「利根川筋 利根郡みなかみ町下牧地内東京電力株式会社発電所放水口から、下流百メートルに至る区域」は、昭和 26 年 8 月 31 日の本規則の施行から禁止区域に規定されている。今回の規則改正に合わせて、禁止区域の確認を行ったところ、「下牧地区」には、東京電力株式会社の発電所は無く、近接地域には「上牧地区」にのみ発電所が存在した（参考資料○：地図）。そのため、この規定は「下牧地内」ではなく「上牧地内」であると考えられることから、地区名の変更を行う。

また、「上牧地区」には、東京電力株式会社小松発電所と東京電力株式会社上牧発電所の 2 か所の発電所があり、小松発電所と上牧発電所の運転開始年月は、それぞれ 1922 年（大正 11 年）11 月と 1958 年（昭和 33 年）11 月である（東京電力リニューアブルパワー株式会社ホームページ：https://www.tepco.co.jp/rp/business/hydroelectric_power/domestic/list.html）。本規則の制定時には、上牧発電所は運転していなかったことから、本規則で対象としている発電所は、小松発電所である。そこで、禁止区域を明らかにするために、今回の改正で発電所名の「小松」を挿入する。

以上のことから旧規則第 29 条第 3 号は「利根川筋 利根郡みなかみ町上牧地内東京電力株式会社小松発電所放水口から、下流百メートルに至る区域」はであることから新規則第 25 条第 3 号については上記の記載に改める。

なお、「下牧地区」には東京電力株式会社の放水口はないことから、実際の捕獲禁止区域についての変更はない。また、変更される地域においては、これまで規則の禁止規定に違反した事例はない。

また、2016 年 4 月 1 日に東京電力株式会社は東京電力ホールディングス株式会社に社名を変更し、その後、2020 年 4 月 1 日から東京電力ホールディングス株式会社の水力発電事業を含む再生可能エネルギー発電事業を継承した東京電力リニューアブルパワー株式会社が分社化された。そこで、新規則第 25 条の該当規定について、「東京電力株式会社」を「東京電力リニューアブルパワー株式会社」に変更する。

また、旧規則においてそれぞれ「区域」と規定していたところであるが、規則例に倣い「水面」と規定することとする。

【改正内容】

1 そうぎょ及びれんぎょの全長等の制限に係る規定の削除（旧規則第 26 条）

そうぎょ及びれんぎょの全長等の制限に係る規定（旧規則第 26 条関係）は、漁業調整及び水産資源の保護培養の観点から必要なくなったと考えられることから、規定の

削除を行う。

2 らいぎょの移植の禁止に係る規定の削除（旧規則第 33 条関係）

らいぎょの移植禁止に係る規定（旧規則第 33 条関係）は、漁業調整及び水産資源の保護培養の観点から必要なくなったと考えられることから、規定の削除を行う。

3 あゆの禁止期間に係る規定の変更（新規則第 21 条、旧規則第 25 条）

あゆの禁止期間（新規則第 21 条、旧規則第 25 条）の「知事が群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いてあゆの禁止期間を延長したときは、その期間」については、40 年以上この規定を適用したことはなく、必要に応じて適宜規則改正を行えばよいことから、規定の削除を行う。

4 漁具漁法の制限及び禁止に係る規定の変更（新規則第 23 条 第 24 条、旧規則第 27 条、第 28 条）

漁具漁法の制限及び禁止の「やす、針等を放射してなす漁法」（新規則第 23 条 9 号、旧規則第 28 条 9 号）と「その他の網類（わかさぎ、もろこ、えび等を採捕するものを除く。）」（新規則第 24 条、旧規則第 28 条）において、「等」との記載があると対象が明確とならないので、「等」の削除を行う。

5 禁止区域に係る規定の変更（新規則第 25 条）

新規則第 25 条第 3 号については、「利根川筋 利根郡みなかみ町上牧地内東京電力リニューアブルパワー株式会社小松発電所放水口から、下流百メートルに至る区域」に記載を変更する。

また、新規則第 25 条第 1 号から第 5 号については、「東京電力株式会」を「東京電力リニューアブルパワー株式会社」に規定を変更する。

禁止区域の標記についてそれぞれ「区域」としていたが、規則例に倣い「水面」と標記する。

第 4 漁業調整上の支障

規則の改正に当たっては、改正法の改正事項を含め、下記のとおり関係漁業協同組合や遊漁者へ事前の説明が行われ理解を得ていることから、漁業調整上の支障はない。

1 県内漁業者等への説明会等の実施結果

- ・改正漁業法等に関する県内説明会（令和 2 年 2 月 5 日及び 2 月 14 日、県内 2 か所、2 回）
- ・内水面規則改正に係る内水面漁業協同組合（17 組合）への説明（令和 2 年 6 月 16 日、

1 回)

・内水面漁場管理委員会での説明及び審議（令和元年 12 月 12 日、令和 2 年 9 月 16 日、本委員会 2 回）

2 その他の改正における漁業調整上の支障

一部の規制を緩和するその他の改正（そうぎょ及びれんぎょの全長等の制限に係る規定の削除、らいぎょの移植の禁止に係る規定の削除）についても前述したとおり本県において漁業調整上の支障が生じるものではない。

そうぎょ及びれんぎょの全長等の制限に係る規定については、同規定のある茨城・群馬・栃木・埼玉・千葉・東京の各都県が、今回の規則改正に合わせて削除を予定していることから同規定の削除は必要である。また、県境が接している栃木県及び本県と共同の漁業権（埼玉県共第 8 号第 5 種共同漁業権漁場）を有している埼玉県においても、上記のとおり、れんぎょ及びそうぎょにおける全長等の制限の規定を削除する予定なので、本県でも削除することで、一体的な漁業調整が可能となる。

近年、らいぎょの漁業被害及び在来生物相を改変するような被害も報告されておらず、近県の埼玉県と栃木県については、らいぎょの移植を禁止する規定はない。また、長野県では本件と同様に現行規則では、らいぎょの移植を禁止する規定はあるものの、今回の規則改正で本県と同様の措置を取る予定である。これらのことから、らいぎょの移植の禁止に係る規定を削除しても漁業調整上の支障はない。

あゆの禁止期間に係る規定の変更については、40 年以上にわたり、この規定を用いた事例はないことから、漁業調整上の支障はない。

漁具漁法の制限及び禁止について、「やす、針等を放射してなす漁法」（新規則第 23 条 9 号、旧規則第 28 条 9 号）と「その他の網類（わかさぎ、もろこ、えび等を採捕するものを除く。）」（新規則第 24 条、旧規則第 28 条）における「等」を削除しても、漁業調整上の支障はない。

禁止区域に係る規定の変更については、当該地域を管理している利根漁業協同組合に対し、本変更について説明を行い、理解を得ていることから、漁業調整上の支障はない。

3 隣県調整の結果

規則改正に当たり、隣県（栃木県、埼玉県）とも協議し、支障のない旨の回答を得ている。

4 検察庁との調整結果

規則改正に当たり、検察庁に対して説明し、了解を得ている。（協議中）

第5 水産資源の保護培養上の支障

改正法の趣旨である適切な資源管理を行うための改正であるため、水産資源の保護培養上の支障は生じない。

一部の規制を緩和するその他の改正（そうぎょ及びれんぎょの全長等の制限に係る規定の削除、らいぎょの移植の禁止に係る規定の削除）についても前述したとおり水産資源の水産資源の保護培養上の支障が生じるものではない。

あゆの禁止期間に係る規定の変更については、前述したとおり 40 年以上にわたり、この規定を用いた事例ないことから、本規定を削除しても水産資源の保護培養上の支障が生じるものではない。

漁具漁法の制限及び禁止について、「やす、針等を放射してなす漁法」（新規則第 23 条 9 号、旧規則第 28 条 9 号）と「その他の網類（わかさぎ、もろこ、えび等を採捕するものを除く。）」（新規則第 24 条、旧規則第 28 条）の「等」を削除し、規定を明確化しても、水産資源の保護培養上の支障が生じるものではない。

禁止区域に係る規定の変更については、実際の禁止区域に変更されるわけではないことから、水産資源の保護培養上の支障はない。

第6 附則関係

1 施行日

改正法の施行日に併せ、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。なお、群馬県では規則の施行日が決まっている場合においては、規則の施行日を附則の始めに示すことになっているので、そのように記載する。

2 採捕の許可に関する経過措置

旧規則第 13 条に規定している採捕の許可の内容を違反する採捕の禁止について、今後は許可の条件により規制することとしているが、改正法附則第 29 条の規定により新規則第 3 条第 1 項の許可と受けたと見なされる場合については、当該許可の有効期間満了の日まで旧規則第 13 条の規定を有効とする経過措置を設ける。

3 試験研究等の適用除外に関する経過措置

旧規則第 34 条第 6 項に規定している許可証の記載事項に違反する採捕の禁止について、今後は解除しようとした規定の違反として整理を行い、許可証に記載された事項に違反する試験研究等の禁止について規定しないこととしているが、改正法附則第 29 条の規定により新規則第 30 条第 1 項の許可と受けたと見なされる場合については、当該許可の有効期間満了の日まで旧規則第 34 条第 6 項の規定を有効とする経過措置を設ける。

4 罰則の適用に関する経過措置

今回規定から削除される旧規則第 13 条（許可の内容に違反する採捕の禁止）、第 34 条第 6 項に違反した場合は旧規則第 37 条に基づき処罰（6 月以下の懲役若しくは 10 万円以下の罰金）されるが、改正前にこれらの違反行為がなされ判決が確定していない場合は、刑事訴訟法の規定により免訴となることから、これらの規定の廃止後も廃止前と同様に処罰できるようにするため、経過措置を設ける。

群馬県漁業調整規則罰則整理表

罰則規定 (旧規則)	罰則規定 (新規則)	法定刑	〔内容〕	違反行為				改正の内容、理由
				旧規則の条項		新規則の条項		
				条	項	条	項	
37①I	35①I	6月/10万円	〔水産動植物の採捕の許可〕	6		3	1	同一内容 (条項ずれ)
		6月/10万円	〔許可の内容に違反する採捕の禁止〕	13		(削る)		当該規定を削除したため。 ・今後は、許可をとっていない漁具漁法による採捕は新3条違反として、許可証において条件として付した期間・区域等の制限違反は新7条違反として、罰則を適用する。
		6月/10万円	〔有害物質の遺棄漏せつの禁止〕	24	1	28	1	同一内容 (条項ずれ)
		6月/10万円	〔禁止期間〕	25	1	21	1	同一内容 (条項ずれ)
		6月/10万円	〔所持又は販売の禁止〕	25	3	21	2	同一内容 (条項ずれ)
		6月/10万円	〔全長等の制限〕	26	1	22	1	対象水産動物を一部削除 ・さけは、新21条で通年で採捕を禁止しており、重複した禁止規定となっていたため、削除 ・そうぎよ、れんぎよは、国において保護の必要がないものとされたため、削除
		6月/10万円	〔卵の採捕の禁止〕	26	2	22	2	
		6月/10万円	〔所持又は販売の禁止〕	26	3	22	3	
		6月/10万円	〔漁具漁法の制限及び禁止〕	27		23		同一内容 (条項ずれ)
		6月/10万円	〔漁具漁法の制限及び禁止〕	28		24		同一内容 (条項ずれ)
		6月/10万円	〔禁止区域等〕	29		25		同一内容 (条項ずれ)
		6月/10万円	〔保護水面における採捕の制限〕	29の2		20		同一内容 (条項ずれ)
		6月/10万円	〔禁止期間及び禁止区域〕	30		26		同一内容 (条項ずれ)
		6月/10万円	〔砂れきの採取禁止〕	31		29		同一内容 (条項ずれ)
		6月/10万円	〔さく河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限〕	32		27		同一内容 (条項ずれ)
		6月/10万円	〔移植許可〕	33	1	(削る)		当該規定を削除したため。 ・ブラックバス及びブルーギルについては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」において規制されており、規制の必要がなくなったため削除 ・らいぎよについては、県内の生息数が少なく、またその被害も少ないため、削除
6月/10万円	〔移植許可内容違反〕	33	7	(削る)				
6月/10万円	〔試験研究等の適用除外 (許可証記載事項違反)〕	34	6	(削る)		当該規定を削除したため。 ・旧34条1項の許可は、各種禁止制限を解除する許可の規定である。当該許可内容に違反する行為は、各種禁止制限が解除されず、各種禁止制限規定違反に当たるため、各種禁止制限規定違反として罰する。		
37①II	35①II	6月/10万円	〔採捕の許可の制限条件〕	12		7	1	同一内容 (条項ずれ)
		6月/10万円	〔公益上のための許可等の制限又は条件〕	22	1	7	2	同一内容 (条項ずれ)
		6月/10万円	〔移植許可の制限又は条件〕	33 (第33条第9項で 準用)	5	(削る)		当該規定を削除したため。 (理由は旧33条1項、7項に同じ。)
		6月/10万円	〔書換交付への準用〕	33	9	(削る)		
		6月/10万円	〔試験研究等の適用除外の許可の制限又は条件〕	34 (第34条第8項で 準用)	4	(削る)		旧34条1項の許可は、各種禁止制限を解除する許可の規定である。当該許可の条件 (旧34条4項) に違反する行為は、当該部分の各種禁止制限が解除されず、各種禁止制限規定違反に当たる。罰則規定を整理するため、条件違反行為を罰則対象から外し、元々の各種禁止制限規定違反として罰する。
		6月/10万円	〔試験研究等の適用除外の許可の制限又は条件 (書換交付への準用)〕	34	8	(削る)		
37①III	35①III	6月/10万円	〔公益上のための許可等の変更、取消し又は操業停止等〕	22	1	12	1	同一内容 (条項ずれ)
新設		6月/10万円	〔法令違反による許可の変更、取消し又は操業停止〕			11	2	漁業に関する法令に違反した場合の採捕の許可に係る停止等の命令違反
37①IV		6月/10万円	〔有害物質の遺棄漏せつに係る除外設備設置命令等〕	24	2	28	2	同一内容 (条項ずれ)
37②	35②	没収若しくは追徴	〔漁獲物没収若しくは追徴〕	37	2	35	2	同一内容 (条項ずれ)
38	36	科料	〔採捕の許可証の携帯義務〕	10 (第34条第9項で 準用)	1	14 (第30条第8項で 準用)	1	同一内容 (条項ずれ)
		科料	〔特別採捕許可への準用〕	34	9	30	8	同一内容 (条項ずれ)
		科料	〔移植許可証の携帯義務〕	33	10	(削る)		当該規定を削除したため。
39	37	罰金又は過料	〔法定対象者の規定〕	37		35	1	同一内容 (条項ずれ)
		罰金又は過料	〔法定対象者の規定〕	38		36		同一内容 (条項ずれ)
40	38	5万円以下の過料	〔採捕許可証の返納〕	10 (第34条第9項で 準用)	3	14 (第30条第8項で 準用)	3	同一内容 (条項ずれ)
		5万円以下の過料	〔特別採捕許可への準用〕	34	9	30	8	同一内容 (条項ずれ)
		5万円以下の過料	〔採捕許可証の譲渡等の禁止〕	11		15		同一内容 (条項ずれ)
		5万円以下の過料	〔採捕許可証の書換え交付の申請〕	15		16		同一内容 (条項ずれ)
		5万円以下の過料	〔採捕許可証の再交付の申請〕	16		17		同一内容 (条項ずれ)
		5万円以下の過料	〔採捕許可証の返納〕	18	1	19	1	同一内容 (条項ずれ)
		5万円以下の過料	〔採捕許可証の返納できない場合の届出〕	18	2	19	2	同一内容 (条項ずれ)
		5万円以下の過料	〔移植許可の報告〕	33	6	(削る)		当該規定を削除したため。
		5万円以下の過料	〔試験研究等の報告〕	34	5	30	5	同一内容 (条項ずれ)

群馬県漁業調整規則全部改正の概要

令和 2 年 9 月 1 6 日

農政部 蚕糸園芸課

1. 所定の改正

- 水産庁が示した都道府県漁業調整規則例（資料 1 - 8）に従い、所定の改正を行う（資料 1 - 3 の第 2 規則例改正に伴う採捕の許可の手続きに係る所要の改正を参照）。
- 各種申請時の様式を削除し、申請時に必要な記載内容の詳細を条文に規定する。

2. その他の改正

(1) 全長等の制限の改正

① 「そうぎよ及びれんぎよ」（旧規則第 25 条、第 26 条）

- 「そうぎよ及びれんぎよ」は、中国原産の外来魚であり、有用魚種として利根川などに導入された。
- 昭和 3 5 年の全長制限を制定当時は、第 5 種共同漁業の「漁業種類」としての利用も考えられたが、「漁業種類」としたことはない。
- 「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（平成 2 7 年 3 月：環境省）」の「その他総合対策外来種」に指定されている。
- 隣接する埼玉県及び栃木県でも同様に全長制限を削除する予定である。
- 以上のことから、規則により積極的に保護する必要がなくなったと考えられることから、全長等の制限に係る関係規定を削除する。

② 「さけ」（旧規則第 25 条、第 26 条）

- 旧規則の第 25 条において「さけ」の採捕は通年禁止されているにも関わらず、旧規則第 26 条の全長等の制限規定により、全長 18 センチメートル以下の「さけ」の採捕を禁止している。
- 「さけ」の全長の制限は必要ないと判断されることから、この規定を削除する。

③ 「いわな、さくらます及びやまめの採捕の制限に関する規定の整理（新規則第 21 条、22 条、旧規則第 25 条及び第 26 条関係）

- 旧規則第 26 条の全長等の制限で 15 センチメートル以下のいわな、さくらます及びやまめは、通年禁止されているにも関わらず、旧規則第 25 条の禁止期間においても 9 月 21 日から翌年 2 月末日までの間について採捕が禁止されている。
- 9 月 21 日から翌年 2 月末日までの間において 15 センチメートル以下のいわな、さくらます及びやまめの採捕については、1 つの違反にもかかわらず、2 つの規則（旧規則第 25 条及び第 26 条）の違反になり得ることから、規定を整理する。

- 「全長 15 センチメートルを超えるいわな、さくらます（降海した後に溯河したものに限る。以下同じ。）及びやまめ（さくらますのうち降海しないで淡水域に留まるものに限る。以下同じ。）」に規定を変更する。

（２） 移植禁止の改正

① 「ブラックバス及びブルーギル」（旧規則第 33 条）

- 「ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）」と「ブルーギル」は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法第 78 号）」により、無許可での飼育や放流等が禁止されているため、本規則による規制が必要ないことから、移植禁止の規定から削除する。

② 「らいぎよ」（旧規則第 33 条）

- 「らいぎよ」も魚食性外来魚であり、魚類等の食害が懸念され、移植禁止魚種としたが、現在は、著しく生息尾数が減少し、被害も顕著ではありません。さらに、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（平成 27 年 3 月：環境省）」の掲載もなく移植制限の必要性はないものと考え、移植禁止の規定から削除する。

（３） あゆ採捕の禁止期間に係る規定の削除（新規則第 21 条、旧規則第 25 条）

- あゆ採捕の禁止期間には、禁止期間の延長において「知事が群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いてあゆの禁止期間を延長したときは、その期間」と規定されている。
- しかし、40 年以上にわたり、この規定を用いた事例はなく、新たに禁止期間の設定が必要となった場合は、規則改正にて対応することとし、本規定及び同条第 2 項の関連事項については削除を行う。

（４） 漁具漁法の制限及び禁止に係る規定の変更（新規則第 23 条 第 24 条、旧規則第 27 条、第 28 条）

- 漁具漁法の制限及び禁止の「やす、針等を放射してなす漁法」（新規則第 23 条 9 号、旧規則第 28 条 9 号）と「その他の網類（わかさぎ、もろこ、えび等を採捕するものを除く。）」（新規則第 24 条、旧規則第 28 条）については、規制の対象をより具体化するためよう、「等」の削除を行います。
- 「やす、針その他これらに類するものを放射する漁法」と「その他の網類（わかさぎ、もろこ又はえびを採捕するものを除く。）」に規定を変更する。

（５） 禁止区域の改正（新規則第 25 条、旧規則第 29 条）

- 「利根川筋 利根郡みなかみ町下牧地内東京電力株式会社発電所放水口から、下

流百メートルに至る区域」は、昭和 26 年 5 月 1 日の本規則の施行から漁業調整上の理由により禁止区域に規定されている。

- 今回の規則改正に合わせて、禁止区域の確認を行ったところ、「下牧地区」には、東京電力株式会社の発電所はなく、近接する「上牧地区」にのみ発電所が所在している。
- そのため、この号の規定は「下牧地内」ではなく「上牧地内」であると考えられることから、地区名の変更を行う。
- 「上牧地区」には、東京電力株式会社小松発電所と東京電力株式会社上牧発電所の 2 か所の発電所があり、小松発電所と上牧発電所の運転開始年月は、それぞれ 1922 年（大正 11 年）11 月と 1958 年（昭和 33 年）11 月である。
- 本規則の制定時には、上牧発電所は運転していなかったことから、本規則で対象としている発電所は、小松発電所である。
- そこで、禁止区域を明らかにするために、今回の改正で発電所名の「小松」を挿入する。
- 「利根川筋 利根郡みなかみ町上牧地内東京電力リニューアブルパワー株式会社小松発電所放水口から、下流百メートルに至る水面」に規定を変更する。

資料 1 - 5

群馬県漁業調整規則をここに公布する。
令和二年〇月〇日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第〇〇号

群馬県漁業調整規則

群馬県漁業調整規則（昭和三十九年群馬県規則第三十四号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 採捕の許可（第三条―第十九条）
 - 第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第二十条―第三十条）
 - 第四章 漁業の取締り（第三十一条）
 - 第五章 雑則（第三十二条―第三十四条）
 - 第六章 罰則（第三十五条―第三十八条）
- 附則
- 第一章 総則
- （目的）
- 第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）その他漁業に関する法令と相まって、群馬県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。
- （代表者の届出）
- 第二条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。
- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 第二章 採捕の許可
- （水産動植物の採捕の許可）
- 第三条 次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。
- 一 やな
 - 二 せきうけ
 - 三 あゆ瀬張網
 - 四 待網（方言おどり上り）
 - 五 地びき網
 - 六 四手網（又手網及び出し網を含み、間口一・五メートル以上のものに限る。）
 - 七 ささ網
 - 八 かすみ網（さし網及びながし網を含む。）

資料 1 - 5

- 九 まや漁法
 - 十 うなわ漁法
 - 2 前項（第一号を除く。）の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
 - 一 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
 - 二 法第七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合
- （許可の申請）
- 第四条 前条第一項の許可（以下「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 採捕の種類
 - 三 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
 - 四 漁具の数及び規模
 - 五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - 六 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - 七 その他参考となるべき事項
- 2 知事は、前項の申請書のほか、採捕の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。
- （許可をしない場合）
- 第五条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。
- 一 申請者が次条各号のいずれかに該当する者である場合
 - 二 漁業調整のため必要があると認める場合
 - 2 知事は、前項の規定により採捕の許可をしないときは、群馬県内水面漁場管理委員会意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。
 - 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
- （許可についての適格性）
- 第六条 採捕の許可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
 - 二 暴力団員等であること。
 - 三 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
 - 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- （許可の条件）

- 第七条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可をするに当たり、採捕の許可に条件を付けることができる。
- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可後、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可に条件を付けることができる。
- 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- （許可の有効期間）
- 第八条 採捕の許可の有効期間は、三年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、三年を超えない範囲内で、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。
- （許可の失効）
- 第九条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。
- （休業による許可の取消し）
- 第十条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。
- 2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第十二条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第二百二十条第一項の規定による指示若しくは同条第十一項の規定による命令により第三条第一項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。
- 3 第一項の規定による採捕の許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- （適格性の喪失等による許可の取消し等）
- 第十一条 知事は、採捕の許可を受けた者が第六条各号のいずれかに該当することとなったときは、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可を取り消さなければならない。
- 2 知事は、採捕の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- （公益上の必要による許可の取消し等）

資料 1 - 5

第十二条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
(許可証の交付)

第十三条 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 採捕に従事する者の氏名及び住所

三 使用する船舶の名称及び漁船登録番号

四 許可の有効期間

五 条件

六 その他参考となるべき事項

(許可証の携帯の義務)

第十四条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事その記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第十五条 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第十六条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 採捕の種類

三 許可を受けた年月日及び許可番号

四 書換えの内容

五 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第十七条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やか

資料 1 - 5

に、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第十八条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- 一 第七条第二項の規定により採捕の許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- 二 第十一条第二項又は第十二条第一項の規定により、許可を変更したとき。
- 三 第十六条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

(許可証の返納)

第十九条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前二項の手続をしなければならない。

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(保護水面における採捕の禁止)

第二十条 何人も、次の表の上欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第十八条第一項の規定により指定されたものをいう。）の区域において、同表の下欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

保護水面の区域	水産動植物
<p>次に掲げる基点1と基点2を結ぶ線から上流のニシブタ沢の区域</p> <p>基点1 吾妻郡中之条町大字入山字沼山四千五十九番の三地先のニシブタ沢左岸に保護水面の管理者（以下「管理者」という。）が建設した標柱の位置</p> <p>基点2 吾妻郡中之条町大字入山字沼山四千五十九番の三地先のニシブタ沢右岸に管理者が建設した標柱の位置</p>	<p>全ての水産動植物</p>

(禁止期間)

第二十一条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の下欄に掲げる期間中、採捕してはならない。

水産動物	禁止期間
<p>あゆ</p>	<p>一月一日から五月三十一日まで</p>
<p>全長十五センチメートルを超</p>	

わかさぎ	えるいわな、さくらます（降海した後に溯河したものに限る。以下同じ。）及びやまめ（さくらますのうち降海しない。以下同じ。）	九月二十一日から翌年二月末日まで
さけ		一月一日から十二月三十一日まで
わかさぎ		四月一日から五月三十一日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、土札を所持し、又は販売してはならない。

（全長等の制限）
第二十二條 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物	全長
いわな、さくらます及びやまめ	全長十五センチメートル以下
うぐい（方言くき）	全長八センチメートル以下
うなぎ	全長三十センチメートル以下

2 何人も、さけ、やまめ、さくらます又はいわなの産んだ卵を採捕してはならない。
3 前二項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（漁具又は漁法の制限及び禁止）

第二十三條 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
 - 二 瀬干漁法
 - 三 う使漁法
 - 四 霜寄羽根雑漁法（方言）
 - 五 石ぐら漁法
 - 六 切込漁法（方言）
 - 七 石こじ及び石打漁法（方言）
 - 八 びんづけ（方言）、箱づけ（方言）、桶づけ（方言）その他これらに類する漁法
 - 九 やす、針その他これらに類するものを放射する漁法
 - 十 火振り（方言夜振り）
- 第二十四條 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならぬ。

漁具又は漁法	範囲
--------	----

四手網	網目の大きさ十五センチメートルにつき十三節以下
地びき網	網たけが二十八メートル以下で、網目の大きさ十五センチメートルにつき十節以下
その他の網類（わかさぎ、もろこ又はえびを採捕するものを除く。）	網目の大きさ十五センチメートルにつき十六節以下
網えり	網目（金網を含む。）の大きさ一・五センチメートル以上
簀えり	簀目の大きさ一センチメートル以上

（禁止区域等）

第二十五条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

- 一 片品川筋 利根郡昭和村大字貝之瀬地内東京電力リニューアブルパワー株式会社えん堤上流端から、上流二百メートル下流二百メートルに至る水面
 - 二 利根川筋 利根郡みなかみ町幸知地内東京電力リニューアブルパワー株式会社えん堤上流端から、上流二百メートル下流二百メートルに至る水面
 - 三 利根川筋 利根郡みなかみ町上牧地内東京電力リニューアブルパワー株式会社小松発電所放水口から、下流百メートルに至る水面
 - 四 利根川筋 利根郡昭和村大字川額地内東京電力リニューアブルパワー株式会社えん堤上流端から、上流三百五十メートル下流三百五十メートルに至る水面
 - 五 渡良瀬川筋 桐生市黒保根町水沼地内東京電力リニューアブルパワー株式会社えん堤上流端から、上流二百メートル下流二百メートルに至る水面
 - 六 鐮川筋 藤岡市大字上落合地内中村堰せき土地改良区中村堰取入口えん堤上流端から、上流五十メートル下流百メートルに至る水面
 - 七 鐮川筋 高崎市吉井町馬庭地内馬庭堰土地改良区馬庭堰取入口えん堤上流端から、上流五十メートル下流百メートルに至る水面
 - 八 利根川筋 左岸群馬県邑楽郡千代田町上中森地先右岸埼玉県行田市須賀地先の利根大堰えん堤上流端から、上流百六十メートル下流二百メートルに至る水面
 - 九 利根川筋 前橋市大手町三丁目群馬県柳原発電所放水口から、利根川合流までの柳原放水路の水面
 - 十 渡良瀬川筋 桐生市広沢町五丁目地先の太田頭首工えん堤上流端から、上流百メートル下流二百メートルに至る水面
 - 十一 渡良瀬川筋 館林市大字大島地先の邑楽頭首工えん堤上流端から、上流百メートル下流二百メートルに至る水面
- 第二十六条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
------	------	------

あゆ	十月一日から同月三十一日まで	利根川筋 伊勢崎市境平塚地先上武大橋上流端から、上流千五百メートル下流五百メートルに至る水面
----	----------------	--

(湖河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限)

第二十七条 湖河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、河川流幅の五分の一以上の魚道を開通しなければならない。

(有害物質の遺棄漏せつの禁止)

第二十八条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。

(砂れきの採取禁止)

第二十九条 第二十五条及び第二十六条に規定する区域内においては、砂れきの採取を行ってはならない。ただし、知事が群馬県内水面漁場管理委員会に諮り特に必要と認めた場合又は河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条に規定する河川管理者若しくはその委託を受けた者が河川管理のため砂れきの採取を行う場合は、この限りでない。

(試験研究等の適用除外)

第三十条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 目的

三 適用除外の許可を必要とする事項

四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名

五 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）

六 採捕の期間及び区域

七 使用する漁具及び漁法

八 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

資料 1 - 5

- 一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 適用除外の事項
 - 三 採捕する水産動植物の種類及び数量
 - 四 採捕の期間及び区域
 - 五 使用する漁具及び漁法
 - 六 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - 七 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - 八 許可の有効期間
 - 九 条件
- 4 知事は、第一項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。
 - 5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
 - 6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
 - 7 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第三項中「交付する。」とあるのは、「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。
 - 8 第十四条の規定は、第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について準用する。
- ### 第四章 漁業の取締り
- （停泊命令等）
- 第三十一条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。）は、法第三十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。
 - 2 知事は、前項の規定による処分（法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
 - 3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- ### 第五章 雑則
- （漁場又は漁具の標識の設置に係る届出）
- 第三十二条 法第二百二十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

資料 1 - 5

(標識の書換え又は再設置等)

第三十三条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(添付書類の省略)

第三十四条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第六章 罰則

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項、第二十条から第二十七条まで、第二十八条第一項又は第二十九条の規定に違反した者

二 第七条第一項又は第二項の規定により付けた条件に違反した者

三 第十一条第二項、第十二条第一項又は第二十八条第二項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第三十六条 第十四条第一項(第三十条第八項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、科料に処する。

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第三十五条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第三十八条 第十四条第三項(第三十条第八項において準用する場合を含む。)、第十五条から第十七条まで、第十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

2 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号。次項において「改正法」という。)附則第二十九条の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされる場合については、この規則による改正前の群馬県漁業調整規則(次項において「旧規則」という。)第十三条の規定は、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。

資料 1 - 5

- 3 改正法附則第二十九条の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされる場合については、旧規則第三十四条第六項の規定は、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 4 この規則の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

新旧対照表

新	旧	改正概要等	国規則例該 当条文
<p>(目的) 第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)、<u>水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)その他漁業に関する法令と相まって、群馬県における水産資源の保護培養及び</u>漁業調整を図り、<u>もって漁業生産力を発展させることを目的とする。</u></p>	<p>(目的) 第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)及び<u>水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)その他漁業に関する法令とあいまつて群馬県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。</u></p>	規則制定の根拠を明確化	1
<p>(削除)</p>	<p>(適用範囲) 第二条 この規則は、漁業法第八条第三項に規定する内水面に適用する。</p>	当然にそう解釈できるため、削除	-
<p>(削除)</p>	<p>第三条 削除</p>		-
<p>(代表者の届出) 第二条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。 一 <u>申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u> 二 <u>代表者として選定された者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)</u></p>	<p>(代表者の届出) 第四条 漁業法第五条第一項の規定による代表者の届出は、<u>代表者選定届(別記様式第一号)又は代表者変更届(別記様式第二号)によるものとする。</u></p>	様式を定めないこととした。	3
<p>(削除)</p>	<p>(漁業権等に関する申請書の様式) 第五条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書はそれぞれ当該各号に掲げる申請書によるものとする。 一 漁業法第八条第六項の規定による認可の申請 漁業権行使規則認可申請書(別記様式第三号) 二 漁業法第十条の規定による免許の申請 漁業免許申請書(別記様式第四号) 三 漁業法第二百二十九条第一項又は第三項の規定による認可の申請 遊漁規則・規則変更認可申請書(別記様式第五号)</p>	様式を定めないこととした。	-
<p>(水産動植物の採捕の許可) 第三条 次<u>に</u>掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。 一 やな 二 せきうけ 三 あゆ瀬張網 四 待網(方言おどり上り)</p>	<p>(水産動植物の採捕の許可) 第六条 次の各号に掲げる漁具又は漁法によつて水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。<u>ただし一号に掲げるものを除く漁具漁法については、漁業権又は入漁権に基づいてする場合及び漁業法第二百二十九条の遊漁規則に基づいてする場合は、この限りでない。</u> 一 やな 二 せきうけ 三 あゆ瀬張網 四 待網(方言おどり上り)</p>	ただし書きは2項へ	3 4 ①②

<p>五 地びき網 六 四手網（又手網及び出し網を含み、間ロー・五メートル以上のものに限る。） 七 ささ網 八 かすみ網（さし網及びながし網を含む。） 九 まや漁法 十 うなわ漁法</p> <p>2 前項（第一号を除く。）の規定は、次に掲げる場合には適用しない。 一 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合 二 法第七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合</p>	<p>五 地びき網 六 四手網（又手網および出し網を含み、間ロー・五メートル以上のもの____） 七 まや漁法 八 うなわ漁法 九 ささ網 十 かすみ網（さし網およびながし網を含む。）</p>	<p>7号から10号までは、順番入れ替え</p> <p>入漁権→組合行使権</p>	
<p>（許可の申請） 第四条 前条第一項の____許可（以下「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 採捕の種類 三 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類 四 漁具の数及び規模 五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数 六 採捕に従事する者の氏名及び住所 七 その他参考となるべき事項</p> <p>2 知事は、前項の____申請書のほか、採捕の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。</p>	<p>（許可の申請） 第七条 前条____の規定による採捕の許可（以下「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、採捕許可申請書（別記様式第六号）による申請書____を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項に規定する____申請書のほか____許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。</p>	<p>様式を定めないこととした。</p>	<p>34③</p> <p>34⑬において準用する8②</p>
<p>（許可をしない場合） 第五条 ____次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。 一 申請者が次条各号のいずれかに該当する者である場合 二 漁業調整____のため必要があると認める場合</p> <p>2 知事は、前項____の規定により採捕の許可をしないときは____、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いた上で____、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p>	<p>（許可をしない場合） 第十九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、____採捕の許可をしない。 一 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者である場合 二 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合</p> <p>2 知事は、前項第一号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>4 知事は、第一項第二号の規定により採捕の許可をしないときは、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。</p>	<p>・許可基準厳格化</p> <p>・二号による場合でも、申請者の意見聴取を義務化</p>	<p>34④</p> <p>34⑬において準用する9②③</p>

<p>(許可についての適格性) 第六条 採捕の許可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。 二 暴力団員等であること。 三 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</p>	<p>(新規) 第十二条 知事は、漁業調整上又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、採捕の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件をつけることができる。</p>		<p>10 (I~IV)</p>
<p>(許可の条件) 第七条 知事は、漁業調整その他公益上 _____ 必要があると認めるときは、採捕の許可をするに当たり、採捕の許可に _____ 条件を付けることができる。</p> <p>2 知事は、<u>漁業調整その他公益上 _____ 必要があると認めるときは、採捕の許可後 _____、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可に条件を付けることができる。</u></p> <p>3 <u>知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</u></p>	<p>(許可の制限又は条件) 第十二条 知事は、漁業調整上又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、採捕の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件をつけることができる。</p> <p>(漁業調整のための許可の変更、取消し又は採捕の停止等) →新11・12条にもあり</p> <p>第二十二條 知事は、<u>水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、採捕の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は採捕を停止させることがある。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 知事は、<u>第一項又は第二項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>第二十条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合についてこれを準用する。</u></p>	<p>【公益上の条件付加】</p>	<p>34 ⑬において準用する13</p>
<p>(許可の有効期間) 第八条 採捕の許可の有効期間は、三年とする。<u>ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、三年を超えない範囲内で、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。</u></p>	<p>(許可の有効期間) 第八条 採捕の許可の有効期間は、三年とする。 2 知事は、<u>漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、群馬県内水面漁場管理委員会の意見をきいて、前項に規定する有効期間より短い有効期間を定めることができる。</u></p>	<p>2項をただし書きに</p>	<p>34 ⑮</p>
<p>(許可の失効) 第九条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。</p>	<p>(許可の失効) 第二十三条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を継承させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。</p>		<p>34 ⑯</p>
<p>(休業による許可の取消し) 第十条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間、<u>その _____ 許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴</u></p>	<p>第二十一条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間、<u>その採捕の許可に係る漁具又は漁法による水産動植物の採捕をしないときは、 _____</u></p>		<p>34 ⑰⑱</p>

<p>いて、その _____ 許可を取り消すことができる。</p> <p>2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、<u>第十二条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第二百二十条第一項の規定による _____ 指示若しくは同条第十一項の規定による命令により第三条第一項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。</u></p> <p>3 <u>第一項の規定による採捕の許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</u></p>	<p>_____ その採捕の許可を取り消すことがある。</p> <p>2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき理由による場合を除き、<u>次条第一項の規定に基づく処分 _____ 又は漁業法第六十七條第一項の規定に基づく指示若しくは同条第十一項の規定に基づく命令により水産動植物の採捕を停止した _____ 期間は、前項に規定する期間に算入しない。</u></p> <p>3 <u>前条第二項の規定は、第一項の場合についてこれを準用する。</u></p>	<p>条項ズレ及び文言修正</p>	<p>3 4 ㊸において準用する 2 0 ㊸</p>
<p>(適格性の喪失等による許可の取消し等)</p> <p>第十一条 知事は、採捕の許可を受けた者が<u>第六条各号のいずれかに該当することとなったときは、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可を取り消さなければならない。</u></p> <p>2 知事は、採捕の許可を受けた者が<u>漁業に関する法令の規定に違反したときは、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。</u></p> <p>3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、<u>行政手続法第十三条第一項第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</u></p>	<p>(許可の取消し)</p> <p>第二十条 知事は、採捕の許可を受けた者が<u>前条第一項第一号の規定に該当することとなったときは _____、その _____ 許可を取り消すものとする。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、<u>群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。</u></p> <p>(漁業調整のための許可の変更、取消し又は採捕の停止等)【再掲】</p> <p>第二十二条 知事は、<u>水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、採捕の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は採捕を停止させることがある。</u></p> <p>2 <u>採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 知事は、<u>第一項又は第二項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、 _____ 聴聞を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>第二十条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合についてこれを準用する。</u></p>	<p>【適格性を欠くことによる許可取消し】</p> <p>・適格性のうち、漁業に関する法令違反は変更等、それ以外は許可取消しとする。</p>	<p>3 4 ㊸において準用する 2 2</p>
<p>(公益上の必要による許可の取消し等)</p> <p>第十二条 知事は、<u>漁業調整その他公益上 _____ 必要があると認めるときは、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。</u></p>	<p>(漁業調整のための許可の変更、取消し又は採捕の停止等)【再掲】</p> <p>第二十二条 知事は、<u>水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、採捕の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は採捕を停止させることがある。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 知事は、<u>第一項又は第二項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>第二十条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合についてこれを準用する。</u></p>	<p>【公益上の取消し等】</p>	<p>3 4 ㊸において準用する 2 3</p>

<p>(許可証の交付)</p> <p>第十三条 知事は、採捕の許可をしたときは、その者____に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>一 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>三 使用する船舶の名称及び漁船登録番号</p> <p>四 許可の有効期間</p> <p>五 条件</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p>	<p>(許可証の交付)</p> <p>第九条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に対し採捕許可証（別記様式第七号）を交付する。</p>	<p>様式を定めないこととした。</p>	<p>3 4 ㉑</p>
<p>(許可証の携帯の義務)</p> <p>第十四条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、____許可証の書換え交付の申請その他の事由により____許可証を行政庁に提出中である者が、当該____許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、____知事がその記載内容が____許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる____。</p> <p>3 前項の____場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する____許可証の写しを知事に返納しなければならない。</p>	<p>(許可証の携帯の義務)</p> <p>第十条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物の採捕をするときは、採捕許可証を自ら携帯し、又は従事者____に携帯させなければならない。</p> <p>2 _____採捕許可証の書換え申請その他の理由により採捕許可証を行政庁に提出中である者が、当該採捕許可に係る漁具又は漁法による水産動植物の採捕をするときは、前項の規定にかかわらず、知事がその記載内容が採捕許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した採捕許可証の写しを自ら携帯し、又は従事者____に携帯させなければならない。</p> <p>3 前項に規定する場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する採捕許可証の写しを____返納しなければならない。</p>		<p>3 4 ㉒ ㉓</p>
<p>(許可証の譲渡等の禁止)</p> <p>第十五条 採捕の許可を受けた者は、____許可証又は前条第二項の規定による____許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p>	<p>(許可証の譲渡等の禁止)</p> <p>第十一条 採捕の許可を受けた者は、採捕許可証又は前条第二項の規定による採捕許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p>		<p>3 4 ㉔において準用する 2 6</p>
<p>(許可証の書換え交付の申請)</p> <p>第十六条 採捕の許可を受けた者は、____許可証の記載事項____に変更が生じたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を____を提出して、知事に____許可証の書換え交付を申請しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 採捕の種類</p> <p>三 許可を受けた年月日及び許可番号</p> <p>四 書換えの内容</p> <p>五 書換えを必要とする理由</p>	<p>(許可証の書換え交付の申請)</p> <p>第十五条 採捕の許可を受けた者は、採捕許可証の記載事項（許可の内容に係る事項を除く。）に変更を生じたときは、すみやかに、採捕許可証書換え交付申請書（別記様式第九号）を提出して、知事に採捕許可証の書換え交付を申請しなければならない。</p>	<p>様式を定めないこととした。</p>	<p>3 4 ㉕において準用する 2 7</p>
<p>(許可証の再交付の申請)</p> <p>第十七条 採捕の許可を受けた者は、____許可証を亡失し、又は毀損した</p>	<p>(許可証の再交付の申請)</p> <p>第十六条 採捕の許可を受けた者は、採捕許可証を亡失し、又はき損した</p>		<p>3 4 ㉖において準用す</p>

<p>ときは、<u>速やかに</u>、<u>理由を付して知事に</u> <u>許可証の再交付を申請しなければならない。</u></p>	<p>ときは、<u>すみやかに</u>、<u>その理由を付して知事に</u> <u>採捕許可証の再交付を申請しなければならない。</u></p>	<p>る 2 8</p>
<p>(許可証の書換え交付及び再交付) 第十八条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、<u>許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。</u> 一 <u>第七条第二項の規定により採捕の許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。</u> 二 <u>第十一条第二項又は第十二条第一項の規定により、許可を変更したとき。</u> 三 <u>第十六条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。</u></p>	<p>(許可証の書換え交付及び再交付) 第十七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく<u>採捕許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。</u> 一 <u>第十四条に規定する許可をしたとき</u> 二 <u>第十五条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき</u> 三 <u>第二十二条第一項の規定により採捕の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき</u></p>	<p>3 4 ⑬において準用する 2 9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 4 条削除 ・ 事後の条件の付加について規定 ・ 2 号と 3 号入れ替え及び条ズレ
<p>(許可証の返納) 第十九条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、<u>速やかに</u>、その <u>許可証を知事に返納しなければならない。</u> 前条の規定により <u>許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の</u> <u>許可証についても、</u> <u>同様とする。</u> 2 前項の場合において、<u>許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。</u> 3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、<u>若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前二項の手続をしなければならない。</u></p>	<p>(許可証の返納) 第十八条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、<u>すみやかに</u>、その<u>採捕許可証を知事に返納しなければならない。</u> 前条の規定により <u>採捕許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の</u> <u>採捕許可証についても、また同様とする。</u> 2 前項の場合において <u>採捕許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。</u> 3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは <u>、その相続人、合併後存続する法人、合併によつて成立した法人又は清算人</u> <u>が前二項の手続をしなければならない。</u></p>	<p>3 4 ⑬において準用する 3 0</p>
<p>(削除)</p>	<p>(許可の内容に違反する採捕の禁止) 第十三条 採捕の許可を受けた者は、採捕許可の内容（採捕の種類（漁具又は漁法による水産動植物の採捕を魚種等により区分したものをいう。）、採捕区域及び採捕期間をいう。以下同じ。）に違反して水産動植物の採捕をしてはならない。</p>	<p>旧 1 4 条に記載のとおり、許可の内容の概念をなくしたことにより、この規定も削る。なお改正後は、許可をとっていない漁具漁法による採捕は新 3 条違反として、許可証において条件として付した期間・区域等の制限違反は新 7 条違反として、罰則を適用する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(許可の内容の変更の許可)</p>	<p>許可内容という概</p>

第十四条 採捕の許可を受けた者が前条の規定による採捕の許可の内容を変更しようとするときは、採捕許可の内容変更許可申請書（別記様式第八号）を提出して知事の許可を受けなければならない。
2 第七条第二項の規定は、前項に規定する許可についてこれを準用する。

念をなくし、期間や区域等の必要な規制については、条件で担保する。申請に基づき条件を変更する手続はないため、要望があつて実施可能なものについては、期中の条件付与（不利益処分）又は緩和で対応することとなる。漁具漁法を変更したい場合は、新規申請してもらう。

（保護水面における採捕の禁止）

第二十条 何人も、次の表の上欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第十八条第一項の規定によって指定されたものをいう。）の区域において、同表の下欄に掲げる全ての水産動植物を採捕してはならない。

保護水面の区域	水産動植物
次に掲げる基点1と基点2を結ぶ線から上流のニシブタ沢の区域 基点1 吾妻郡中之条町大字入山字沼山四千五十九番の三地先のニシブタ沢左岸に保護水面の管理者（以下「管理者」という。）が建設した標柱の位置 基点2 吾妻郡中之条町大字入山字沼山四千五十九番の三地先のニシブタ沢右岸に管理者が建設した標柱の位置	全ての水産動植物

（保護水面 _____）

第二十九条の二 水産資源保護法第十五条第一項の規定により指定された次の表の保護水面の区域 _____ においては、
すべての水産動植物を採捕してはならない。

名称	保護水面の区域
吾妻郡中之条町入山地域	次に掲げる基点1と基点2を結ぶ線から上流のニシブタ沢の区域 基点1 吾妻郡中之条町大字入山字沼山四千五十九番の三地先のニシブタ沢左岸に保護水面の管理者（以下「管理者」という。）が建設した標柱の位置 基点2 吾妻郡中之条町大字入山字沼山四千五十九番の三地先のニシブタ沢右岸に管理者が建設した標柱の位置

3 5

（禁止期間）

第二十一条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、それぞれ同表の下欄に掲げる期間中、____ 採捕してはならない。

水産動物	禁止期間
あゆ	一月一日から五月三十一日まで____ _____

（禁止期間）

第二十五条 _____ 次の表の上欄に掲げる水産動物は、当該下欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

水産動物	禁止期間
あゆ	一月一日から五月三十一日まで（ <u>知事が群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いてあゆの禁止期間を</u>

3 6

・延長の必要性がないため、削除

<p>全長十五センチメートルを超えるいわな、さくらます（降海した後に溯河したものに限る。以下同じ。）及びやまめ（さくらますのうち降海しないで淡水域に留まるものに限る。以下同じ。）</p>	<p>九月二十一日から翌年二月末日まで</p>	<p>さけ</p>	<p>延長したときは、その期間) 一月一日から十二月三十一日まで</p>	<p>・アイウエオ順に変更 ・全長十五センチメートル以下については、新22条で規定</p> <p>・表改正（同一項目の統合）に伴い変更</p>	
<p>さけ</p>	<p>一月一日から十二月三十一日まで</p>	<p>やまめ（さくらますのうち降海しないで淡水域に留まるものに限る。以下同じ。）</p>	<p>九月二十一日から翌年二月末日まで</p>		
<p>わかさぎ</p>	<p>四月一日から五月三十一日まで</p>	<p>さくらます（降海した後に溯河したものに限る。以下同じ。）</p>	<p>九月二十一日から翌年二月末日まで</p>	<p>・さけは、新21条で通年で採捕を禁止しており、不要な禁止規定となっていたため、削除</p> <p>・そうぎよ、れんぎよは、国において保護の必要がないものとされたた</p>	<p>37</p>
<p>わかさぎ</p>	<p>四月一日から五月三十一日まで</p>	<p>いわな</p>	<p>九月二十一日から翌年二月末日まで</p>		
<p>(削除)</p>		<p>2 知事は、あゆについて禁止期間を延長したときは、これを公示するものとする。</p> <p>3 第一項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、これを所持し、又は販売してはならない。</p>			
<p>2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、これを所持し、又は販売してはならない。</p>		<p>2 知事は、あゆについて禁止期間を延長したときは、これを公示するものとする。</p> <p>3 第一項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、これを所持し、又は販売してはならない。</p>			
<p>(全長等の制限)</p>		<p>(全長等の制限)</p>			
<p>第二十二条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。</p>		<p>第二十六条 次の上欄に掲げる水産動物で、当該下欄に掲げる全長 〃 のものは、これを採捕してはならない。ただし、そうぎよ及びれんぎよは、五月二十日から七月十九日までの期間以外の期間については、この限りでない。</p>			
<p>水産動物</p>	<p>全長</p>	<p>水産動物</p>	<p>全長</p>		
<p>削除</p>		<p>さけ</p>	<p>全長十八センチメートル</p>		
<p>いわな、さくらます及びやまめ</p>	<p>全長十五センチメートル以下</p>	<p>やまめ</p>	<p>全長十五センチメートル</p>		
<p>うぐい（方言くき）</p>	<p>全長八センチメートル以下</p>	<p>さくらます</p>	<p>全長十五センチメートル</p>		
<p>うぐい（方言くき）</p>		<p>いわな</p>	<p>全長十五センチメートル</p>		
<p>うぐい（方言くき）</p>		<p>うぐい（方言くき）</p>	<p>全長八センチメートル</p>		

うなぎ	全長三十センチメートル	うなぎ	全長三十センチメートル	め、削除 ・アイウエオ順に変更 ・表改正（同一項目の統合）に伴い変更	
削除		そうぎよ及びれんぎよ	全長六十センチメートル		
2 何人も、 <u>いわな、さけ、さくらます</u> 又は <u>やまめ</u> の産んだ卵を採捕してはならない。 3 前二項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、 <u>所持し、又は販売してはならない。</u>		2 前項の表の上欄に掲げる水産動物のうち、 <u>さけ、やまめ、さくらます、いわな又はそうぎよ若しくはれんぎよの放産した卵は、これを採捕してはならない。</u> 3 前二項の規定に違反して採捕した水産動物（卵を含む。）又はその製品は、これを所持し、又は販売してはならない。		対象漁具を明確化	38
（漁具又は漁法の制限及び禁止） 第二十三条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。 一 水中に電流を通じてする漁法 二 瀬干漁法 三 う使漁法 四 霜寄羽根雑漁法（方言） 五 石ぐら漁法 六 切込漁法（方言） 七 石こじ及び石打漁法（方言） 八 びんづけ（方言）、箱づけ（方言）、桶づけ（方言）その他これらに類する漁法 九 やす、針その他これらに類するものを放射する漁法 十 火振り（方言夜振り）		（漁具 漁法の制限及び禁止） 第二十七条 次の各号に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。 一 水中に電流を通じてなす漁法 二 瀬干漁法 三 う使漁法 四 霜寄羽根雑漁法（方言） 五 石ぐら漁法 六 切込漁法（方言） 七 石こじ及び石打漁法（方言） 八 びんづけ（方言）、箱づけ（方言）、桶づけ（方言）その他これらに類する漁法 九 やす、針等を放射してなす漁法 十 火振り（方言夜振り）			
第二十四条 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。		第二十八条 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合にあっては、当該漁具又は漁法は、それぞれ当該下欄に掲げる範囲でなければならない。			
名称	範囲	名称	範囲		
四手網	網目の大きさ十五センチメートルにつき十三節以下	四手網	網目の大きさ十五センチメートルにつき十三節以下		
地びき網	網たけが二十八メートル以下で、網目の大きさ十五センチメートルにつき十節以下	地びき網	網たけが二十八メートル以下で、網目の大きさ十五センチメートルにつき十節以下		
その他の網類（わかさぎ、もろこ及びえびを採捕するものを除く。）	網目の大きさ十五センチメートルにつき十六節以下	その他の網類（わかさぎ、もろこ、えび等を採捕するものを除く。）	網目の大きさ十五センチメートルにつき十六節以下		

網えり	網目（金網を含む。）の大きさ一・五センチメートル以上	網えり	網目（金網を含む。）の大きさ一・五センチメートル以上		
簀えり	簀目の大きさ一センチメートル以上	簀えり	簀目の大きさ一センチメートル以上		
<p>(禁止区域等)</p> <p>第二十五条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>一 片品川筋 利根郡昭和村大字貝之瀬地内東京電力リニューアブルパワー株式会社えん堤上流端から、上流二百メートル下流二百メートルに至る水面</p> <p>二 利根川筋 利根郡みなかみ町幸知地内東京電力リニューアブルパワー株式会社えん堤上流端から、上流二百メートル下流二百メートルに至る水面</p> <p>三 利根川筋 利根郡みなかみ町上牧地内東京電力リニューアブルパワー株式会社小松発電所放水口から、下流百メートルに至る水面</p> <p>四 利根川筋 利根郡昭和村大字川額地内東京電力リニューアブルパワー株式会社えん堤上流端から、上流三百五十メートル下流三百五十メートルに至る水面</p> <p>五 渡良瀬川筋 桐生市黒保根町水沼地内東京電力リニューアブルパワー株式会社えん堤上流端から、上流二百メートル下流二百メートルに至る水面</p> <p>六 鑓川筋 藤岡市大字上落合地内中村堰^{せき}土地改良区中村堰 取入口えん堤上流端から、上流五十メートル下流百メートルに至る水面</p> <p>七 鑓川筋 高崎市吉井町馬庭地内馬庭堰土地改良区馬庭堰 取入口えん堤上流端から、上流五十メートル下流百メートルに至る水面</p> <p>八 利根川筋左岸群馬県邑楽郡千代田町上中森地先右岸埼玉県行田市須賀地先の利根大堰 えん堤上流端から、上流百六十メートル下流二百メートルに至る水面</p> <p>九 利根川筋 前橋市大手町三丁目群馬県柳原発電所放水口から、利根川合流までの柳原放水路の水面</p> <p>十 渡良瀬川筋 桐生市広沢町五丁目地先の太田頭首工えん堤上流端から、上流百メートル下流二百メートルに至る水面</p> <p>十一 渡良瀬川筋 館林市大字大島地先の邑楽頭首工えん堤上流端から、上流百メートル下流二百メートルに至る水面</p>		<p>(禁止区域)</p> <p>第二十九条 次^の各号に掲げる区域内においては、水産動植物の採捕をしてはならない。</p> <p>一 片品川筋 利根郡昭和村大字貝之瀬地内東京電力株式会社 えん堤上流端から、上流二百メートル下流二百メートルに至る区域</p> <p>二 利根川筋 利根郡みなかみ町幸知地内東京電力株式会社 えん堤上流端から、上流二百メートル下流二百メートルに至る区域</p> <p>三 利根川筋 利根郡みなかみ町下牧地内東京電力株式会社 発電所放水口から、下流百メートルに至る区域</p> <p>四 利根川筋 利根郡昭和村大字川額地内東京電力株式会社 えん堤上流端から、上流三百五十メートル下流三百五十メートルに至る区域</p> <p>五 渡良瀬川筋 桐生市黒保根町水沼地内東京電力株式会社 えん堤上流端から、上流二百メートル下流二百メートルに至る区域</p> <p>六 削除</p> <p>七 鑓川筋 藤岡市大字上落合地内中村堰^{せき}土地改良区中村堰取入口えん堤上流端から、上流五十メートル下流百メートルに至る区域</p> <p>八 鑓川筋 高崎市吉井町馬庭地内馬庭堰^{せき}土地改良区馬庭堰取入口えん堤上流端から、上流五十メートル下流百メートルに至る区域</p> <p>九 利根川筋左岸群馬県邑楽郡千代田町上中森地先右岸埼玉県行田市須賀地先の利根大堰^{せき}えん堤上流端から、上流百六十メートル下流二百メートルに至る区域</p> <p>十 利根川筋 前橋市大手町三丁目群馬県柳原発電所放水口から利根川合流までの柳原放水路</p> <p>十一 渡良瀬川筋 桐生市広沢町五丁目地先の太田頭首工えん堤上流端から上流百メートル、下流二百メートルに至る区域</p> <p>十二 渡良瀬川筋 館林市大字大島地先の邑楽頭首工えん堤上流端から上流百メートル、下流二百メートルに至る区域</p>		<p>地区について、誤植の修正あり</p> <p>40</p>	
<p>第二十六条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。</p>		<p>第三十条 次^の表の上欄に掲げる禁止区域においては、中欄に掲げる禁止期間中は、下欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。</p>		<p>41</p>	
水産動物	禁止期間	禁止区域	禁止区域	禁止期間	水産動物名
あゆ	十月一日から同月三	利根川筋 伊勢崎	利根川筋、伊勢崎	十月一日から十月三	あゆ

	<p>十一日まで</p>	<p>市境平塚地先上武大橋上流端から、上流千五百メートル下流五百メートルに至る水面</p>	<p>市境平塚地先上武大橋上流端から、上流千五百メートル下流五百メートルに至る区域</p>	<p>十一日まで</p>			
<p>(<u>溯河魚類の通路を遮断</u>して行う水産動植物の採捕の制限) 第二十七条 <u>溯河魚類の通路を遮断</u>する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、<u>河川流幅</u>の五分の一以上の魚道を開通しなければならない。</p>		<p>(<u>さく河魚類の通路をしや断</u>して行なう水産動植物の採捕の制限) 第三十二条 <u>さく河魚類の通路をしや断</u>して行なう漁業は、<u>河川流中</u>の五分の一以上の魚道を開通しなければならない。</p>		<p>対象漁具又は漁法を明確化</p>	<p>4 5</p>		
<p>(有害物質の遺棄漏せつの禁止) 第二十八条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、<u>水産資源の保護培養上害</u>があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。 3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。</p>		<p>(有害物<u>の</u>遺棄漏せつの禁止) 第二十四条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、<u>水産動植物の繁殖保護上害</u>があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。 3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。</p>			<p>4 7</p>		
<p>(砂れきの採取禁止) 第二十九条 <u>第二十五条及び第二十六条</u>に規定する区域内においては、砂れきの採取を行ってはならない。ただし、知事が群馬県内水面漁場管理委員会に諮り特に必要と認めた場合又は河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条に規定する河川管理者若しくはその委託を受けた者が河川管理のため砂れきの採取を行う場合は、この限りでない。</p>		<p>(砂れきの採取禁止) 第三十一条 <u>第二十九条及び前条</u>に規定する区域内においては、砂れきを採取してはならない。ただし、知事が群馬県内水面漁場管理委員会にはかり特に必要と認めた場合又は河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条に規定する河川管理者若しくはその委託を受けた者が河川管理のため砂れきを採取する場合は、この限りでない。</p>			<p>4 9</p>		
<p>(試験研究等の適用除外) 第三十条 この規則<u>の</u>うち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。 2 前項の<u>許可</u>を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を<u>知事</u>に提出しなければならない。 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 目的 三 適用除外の許可を必要とする事項 四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名</p>		<p>(試験研究等の適用除外) 第三十四条 この規則<u>の規定</u>のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下本条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。 2 前項に規定する<u>許可</u>を受けようとする者は、特別採捕許可申請書（別記様式第十二号）を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p>		<p>様式を定めないとした。</p>	<p>5 0</p>		

<p>五 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)</p> <p>六 採捕の期間及び区域</p> <p>七 使用する漁具及び漁法</p> <p>八 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>3 知事は、第一項の_____許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証_____を交付する。</p> <p>一 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 適用除外の事項</p> <p>三 採捕する水産動植物の種類及び数量</p> <p>四 採捕の期間及び区域</p> <p>五 使用する漁具及び漁法</p> <p>六 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>七 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>八 許可の有効期間</p> <p>九 条件</p> <p>4 知事は、第一項の_____許可をするに当たり、_____条件を付けることができる。</p> <p>5 第一項の_____許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>6 第一項の_____許可を受けた者が_____許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>7 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に_____準用する。この場合において第三項中「交付する。」とあるのは、「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第十四条の規定は、第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について準用する。</p>	<p>3 知事は、第一項に規定する許可をしたときは、特別採捕許可証(別記様式第十三号)を交付する。</p> <p>4 知事は、第一項に規定する許可をするときは、制限又は条件を付することができる。</p> <p>5 第一項に規定する許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。</p> <p>6 第一項に規定する許可を受けた者は、特別採捕許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行なつてはならない。</p> <p>7 第一項に規定する許可を受けた者が、特別採捕許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>8 第二項から第四項までの規定は、前項の場合についてこれを準用する。この場合において、第三項中「交付する。」とあるのは、「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。</p> <p>9 第十条の規定は、第一項又は第七項の規定により許可を受けた者についてこれを準用する。</p>	<p>様式を定めないこととした。</p> <p>この条の規定は、各種禁止制限を解除する許可の規定である。当該許可事項に違反する行為は、各種禁止制限が解除されず、各種禁止制限規定違反に当たるため、規定の整理のため、削除</p>	
<p>(停泊命令等)</p> <p>第三十一条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき(法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。)は、法第三十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命じることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による処分(法第二十五条第一項の規定に違反す</p>	<p>(新設)</p>	<p>改正漁業法に新たに規定されたことから、新規則でも新たに規定</p>	<p>5 1</p>

<p>る行為に係るものを除く。)をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>			
<p>(削除)</p>	<p>(移植の禁止)</p> <p>第三十三条 次の各号に掲げる魚種(卵を含む。)を移植してはならない。ただし、漁業権の対象となつている魚種を当該漁業権に係る漁場の区域に移植する場合及び移植について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>一 ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)</p> <p>二 ブルーギル</p> <p>三 らいぎよ</p> <p>2 前項の規定による許可(以下「移植の許可」という。)を受けようとする者は、移植許可申請書(別記様式第十号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることがある。</p> <p>4 知事は、移植の許可をしたときは、当該申請者に移植許可証(別記様式第十一号)を交付する。</p> <p>5 知事は、移植の許可をするときは、制限又は条件を付けることがある。</p> <p>6 移植の許可を受けた者は、当該許可に係る移植の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>7 移植の許可を受けた者は、移植許可証に記載された事項に違反して移植してはならない。</p> <p>8 移植の許可を受けた者が、移植許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>9 第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第四項中「交付する。」とあるのは、「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。</p> <p>10 移植の許可を受けた者は、当該許可に係る移植をするときは、移植許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。</p>	<p>ブラックバス及びブルーギルについては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」において規制されていることから、削除</p> <p>・らいぎよについては、県内の生息数が少なく、またその被害も少ない。よって、規制の対象から外す。</p>	
<p>(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)</p> <p>第三十二条 法第百二十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)</p> <p>第三十五条 漁業法第七十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置してその旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>法条ズレ</p>	<p>5 5</p>
<p>(標識の書換え又は再設置等)</p> <p>第三十三条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、</p>	<p>(標識の書換え又は再設置等)</p> <p>第三十六条 前条に規定する標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、</p>		<p>5 6</p>

○群馬県漁業調整規則

昭和三十九年五月一日規則第三十四号

改正

昭和四二年 七月 一日規則第四三号
昭和四三年十一月 一日規則第八二号
昭和四五年 八月二八日規則第五七号
昭和四七年 一月一四日規則第二号
昭和五〇年 四月二八日規則第三〇号
昭和五一年 四月二三日規則第三一号
昭和五三年 三月二二日規則第七号
昭和五八年 三月二五日規則第一七号
昭和五八年 六月一一日規則第四二号
平成 五年一二月一七日規則第八七号
平成 六年 九月三〇日規則第八三号
平成一〇年 四月二四日規則第五一号
平成一一年十一月三〇日規則第六〇号
平成一二年 二月二九日規則第九号
平成一三年 三月三〇日規則第一七号
平成一三年 三月三〇日規則第四五号
平成一三年 九月二五日規則第六〇号
平成一四年 三月二九日規則第三四号
平成一七年 二月一〇日規則第四号
平成一八年 二月 七日規則第一〇号
平成二九年 七月二八日規則第四七号

群馬県漁業調整規則をここに公布する。

群馬県漁業調整規則

群馬県漁業調整規則（昭和二十六年群馬県規則第五十一号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 水産動植物の採捕の許可（第六条—第

二十三条)

第三章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等（第二十四条—第三十六条）

第四章 罰則（第三十七条—第四十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）その他漁業に関する法令とあいまつて群馬県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

（適用範囲）

第二条 この規則は、漁業法第八条第三項に規定する内水面に適用する。

第三条 削除

（代表者の届出）

第四条 漁業法第五条第一項の規定による代表者の届出は、代表者選定届（別記様式第一号）又は代表者変更届（別記様式第二号）によるものとする。

（漁業権等に関する申請書の様式）

第五条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書はそれぞれ当該各号に掲げる申請書によるものとする。

- 一 漁業法第八条第六項の規定による認可の申請 漁業権行使規則認可申請書（別記様式第三号）
- 二 漁業法第十条の規定による免許の申請 漁業免許申請書（別記様式第四号）
- 三 漁業法第二百二十九条第一項又は第三項の規定による認可の申請 遊漁規則・規則変更認可申請書（別記様式第五号）

第二章 水産動植物の採捕の許可

（水産動植物の採捕の許可）

第六条 次の各号に掲げる漁具又は漁法によつて水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし一号に掲げるものを除く漁具漁法については、漁業権又は入漁権に基づいてする場合及び漁業法第二百二十九条の遊漁規則に基づいてする場合は、この限りでない。

- 一 やな
- 二 せきうけ

- 三 あゆ瀬張網
- 四 待網（方言おどり上り）
- 五 地びき網
- 六 四手網（叉手網および出し網を含み、間ロー・五メートル以上のもの）
- 七 まや漁法
- 八 うなわ漁法
- 九 ささ網
- 十 かすみ網（さし網およびながし網を含む。）

（許可の申請）

第七条 前条の規定による採捕の許可（以下「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、採捕許可申請書（別記様式第六号）による申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する申請書のほか許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。

（許可の有効期間）

第八条 採捕の許可の有効期間は、三年とする。

- 2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、群馬県内水面漁場管理委員会の意見をきいて、前項に規定する有効期間より短い有効期間を定めることがある。

（許可証の交付）

第九条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に対し採捕許可証（別記様式第七号）を交付する。

（許可証の携帯義務）

第十条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物の採捕をするときは、採捕許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

- 2 採捕許可証の書換え申請その他の理由により採捕許可証を行政庁に提出中である者が、当該採捕許可に係る漁具又は漁法による水産動植物の採捕をするときは、前項の規定にかかわらず、知事はその記載内容が採捕許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した採捕許可証の写しを自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

- 3 前項に規定する場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する採捕許可証の写しを返納しなければならない。

（許可証の譲渡等の禁止）

第十一条 採捕の許可を受けた者は、採捕許可証又は前条第二項の規定による採捕許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可の制限又は条件)

第十二条 知事は、漁業調整上又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、採捕の許可をするにあたり、当該許可に制限又は条件をつけることがある。

(許可の内容に違反する採捕の禁止)

第十三条 採捕の許可を受けた者は、採捕許可の内容（採捕の種類（漁具又は漁法による水産動植物の採捕を魚種等により区分したものをいう。）、採捕区域及び採捕期間をいう。以下同じ。）に違反して水産動植物の採捕をしてはならない。

(許可の内容の変更の許可)

第十四条 採捕の許可を受けた者が前条の規定による採捕の許可の内容を変更しようとするときは、採捕許可の内容変更許可申請書（別記様式第八号）を提出して知事の許可を受けなければならない。

2 第七条第二項の規定は、前項に規定する許可についてこれを準用する。

(許可証の書換え交付の申請)

第十五条 採捕の許可を受けた者は、採捕許可証の記載事項（許可の内容に係る事項を除く。）に変更を生じたときは、すみやかに、採捕許可証書換え交付申請書（別記様式第九号）を提出して、知事に採捕許可証の書換え交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第十六条 採捕の許可を受けた者は、採捕許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに、その理由を付して知事に採捕許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第十七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく採捕許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- 一 第十四条に規定する許可をしたいとき
- 二 第十五条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき
- 三 第二十二条第一項の規定により採捕の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき

(許可証の返納)

第十八条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、す

みやかに、その採捕許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により採捕許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の採捕許可証についても、また同様とする。

2 前項の場合において採捕許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によつて成立した法人又は清算人が前二項の手続をしなければならない。

(許可をしない場合)

第十九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、採捕の許可をしない。

一 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者である場合

二 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合

2 知事は、前項第一号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第一項第二号の規定により採捕の許可をしないときは、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

(許可の取消し)

第二十条 知事は、採捕の許可を受けた者が前条第一項第一号の規定に該当することとなつたときは、その許可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

第二十一条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間、その採捕の許可に係る漁具又は漁法による水産動植物の採捕をしないときは、その採捕の許可を取り消すことがある。

2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき理由による場合を除き、次条第一項の規定に基づく処分又は漁業法第六十七条第一項の規定に基づく指示若しくは同条第十一項の規定に基づく命令により水産動植物の採捕を停止した期間は、前項に規定する期間に算入しない。

3 前条第二項の規定は、第一項の場合についてこれを準用する。

(漁業調整のための許可の変更、取消し又は採捕の停止等)

第二十二條 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、採捕の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は採捕を停止させることがある。

2 採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係るすべての採捕の許可について行なうことがある。

4 知事は、第一項又は第二項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第二十条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合についてこれを準用する。

(許可の失効)

第二十三條 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を継承させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

第三章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第二十四條 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産動植物の繁殖保護上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。

(禁止期間)

第二十五條 次の表の上欄に掲げる水産動物は、当該下欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

水産動物	禁止期間
あゆ	一月一日から五月三十一日まで (知事が群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いてあゆの禁止期間を延長したときは、その期間)
さけ	一月一日から十二月三十一日まで

やまめ（さくらますのうち降海しないで淡水域に留まるものに限る。以下同じ。）	九月二十一日から翌年二月末日まで
さくらます（降海した後にさく河したものに限る。以下同じ。）	九月二十一日から翌年二月末日まで
いわな	九月二十一日から翌年二月末日まで
わかさぎ	四月一日から五月三十一日まで

2 知事は、あゆについて禁止期間を延長したときは、これを公示するものとする。

3 第一項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、これを所持し、又は販売してはならない。

（全長等の制限）

第二十六条 次の表の上欄に掲げる水産動物で、当該下欄に掲げる全長のものは、これを採捕してはならない。ただし、そうぎよ及びれんぎよは、五月二十日から七月十九日までの期間以外の期間については、この限りでない。

水産動物	全長
さけ	全長十八センチメートル以下
やまめ	全長十五センチメートル以下
さくらます	全長十五センチメートル以下
いわな	全長十五センチメートル以下
うぐい（方言くき）	全長八センチメートル以下
うなぎ	全長三十センチメートル以下
そうぎよ及びれんぎよ	全長六十センチメートル以上

2 前項の表の上欄に掲げる水産動物のうち、さけ、やまめ、さくらます、いわな又はそうぎよ若しくはれんぎよの放産した卵は、これを採捕してはならない。

3 前二項の規定に違反して採捕した水産動物（卵を含む。）又はその製品は、これを所持し、又は販売してはならない。

（漁具漁法の制限及び禁止）

第二十七条 次の各号に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

一 水中に電流を通じてなす漁法

- 二 瀬干漁法
- 三 う使漁法
- 四 霜寄羽根雑漁法（方言）
- 五 石ぐら漁法
- 六 切込漁法（方言）
- 七 石こじ及び石打漁法（方言）
- 八 びんづけ（方言）、箱づけ（方言）、桶づけ（方言）その他これらに類する漁法
- 九 やす、針等を放射してなす漁法
- 十 火振り（方言夜振り）

第二十八条 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合にあつては、当該漁具又は漁法は、それぞれ当該下欄に掲げる範囲でなければならない。

名称	範囲
四手網	網目の大きさ十五センチメートルにつき十三節以下
地びき網	網たけが二十八メートル以下で、網目の大きさ十五センチメートルにつき十節以下
その他の網類（わかさぎ、もろこ、えび等を採捕するものを除く。）	網目の大きさ十五センチメートルにつき十六節以下
網えり	網目（金網を含む。）の大きさ一、五センチメートル以上
簀えり	簀目の大きさ一センチメートル以上

（禁止区域）

第二十九条 次の各号に掲げる区域内においては、水産動植物の採捕をしてはならない。

- 一 片品川筋 利根郡昭和村大字貝之瀬地内東京電力株式会社えん堤上流端から、上流二百メートル下流二百メートルに至る区域
- 二 利根川筋 利根郡みなかみ町幸知地内東京電力株式会社えん堤上流端から、上流二百メートル下流二百メートルに至る区域
- 三 利根川筋 利根郡みなかみ町下牧地内東京電力株式会社発電所放水口から、下流百メートルに至る区域
- 四 利根川筋 利根郡昭和村大字川額地内東京電力株式会社えん堤上流端から、上流三百五十メ

一 トル下流三百五十メートルに至る区域

五 渡良瀬川筋 桐生市黒保根町水沼地内東京電力株式会社えん堤上流端から、上流二百メートル下流二百メートルに至る区域

六 削除

七 鐮川筋 藤岡市大字上落合地内中村ぜき土地改良区中村ぜき取入口えん堤上流端から、上流五十メートル下流百メートルに至る区域

八 鐮川筋 高崎市吉井町馬庭地内馬庭ぜき土地改良区馬庭ぜき取入口えん堤上流端から、上流五十メートル下流百メートルに至る区域

九 利根川筋左岸群馬県邑楽郡千代田町上中森地先右岸埼玉県行田市須賀地先の利根大ぜきえん堤上流端から上流百六十メートル下流二百メートルに至る区域

十 利根川筋 前橋市大手町三丁目群馬県柳原発電所放水口から利根川合流までの柳原放水路

十一 渡良瀬川筋 桐生市広沢町五丁目地先の太田頭首工えん堤上流端から上流百メートル、下流二百メートルに至る区域

十二 渡良瀬川筋 館林市大字大島地先の邑楽頭首工えん堤上流端から上流百メートル、下流二百メートルに至る区域

(保護水面)

第二十九条の二 水産資源保護法第十五条第一項の規定により指定された次の表の保護水面の区域においては、すべての水産動植物を採捕してはならない。

名称	保護水面の区域
吾妻郡中之条町入山地域	次に掲げる基点1と基点2を結ぶ線から上流のニシブタ沢の区域 基点1 吾妻郡中之条町大字入山字沼山四千五十九番の三地先のニシブタ沢左岸に保護水面の管理者（以下「管理者」という。）が建設した標柱の位置 基点2 吾妻郡中之条町大字入山字沼山四千五十九番の三地先のニシブタ沢右岸に管理者が建設した標柱の位置

第三十条 次の表の上欄に掲げる禁止区域においては、中欄に掲げる禁止期間中は、下欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

禁止区域	禁止期間	水産動物名
利根川筋、伊勢崎市境平塚地先上武大橋	十月一日から	あゆ

上流端から、上流千五百メートル下流五百メートルに至る区域	十月三十一日まで	
------------------------------	----------	--

(砂れきの採取禁止)

第三十一条 第二十九条及び前条に規定する区域内においては、砂れきを採取してはならない。ただし、知事が群馬県内水面漁場管理委員会にはかり特に必要と認めた場合又は河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条に規定する河川管理者若しくはその委託を受けた者が河川管理のため砂れきを採取する場合は、この限りでない。

(さく河魚類の通路をしや断して行なう水産動植物の採捕の制限)

第三十二条 さく河魚類の通路をしや断して行なう漁業は、河川流中の五分の一以上の魚道を開通しなければならない。

(移植の禁止)

第三十三条 次の各号に掲げる魚種（卵を含む。）を移植してはならない。ただし、漁業権の対象となつている魚種を当該漁業権に係る漁場の区域に移植する場合及び移植について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）
- 二 ブルーギル
- 三 らいぎよ

2 前項の規定による許可（以下「移植の許可」という。）を受けようとする者は、移植許可申請書（別記様式第十号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることがある。

4 知事は、移植の許可をしたときは、当該申請者に移植許可証（別記様式第十一号）を交付する。

5 知事は、移植の許可をするときは、制限又は条件を付けることがある。

6 移植の許可を受けた者は、当該許可に係る移植の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

7 移植の許可を受けた者は、移植許可証に記載された事項に違反して移植してはならない。

8 移植の許可を受けた者が、移植許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

9 第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第四項中「交付する。」とあるのは、「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。

10 移植の許可を受けた者は、当該許可に係る移植をするときは、移植許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

(試験研究等の適用除外)

第三十四条 この規則の規定のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下本条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

2 前項に規定する許可を受けようとする者は、特別採捕許可申請書（別記様式第十二号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項に規定する許可をしたときは、特別採捕許可証（別記様式第十三号）を交付する。

4 知事は、第一項に規定する許可をするときは、制限又は条件を付することがある。

5 第一項に規定する許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。

6 第一項に規定する許可を受けた者は、特別採捕許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行なつてはならない。

7 第一項に規定する許可を受けた者が、特別採捕許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

8 第二項から第四項までの規定は、前項の場合についてこれを準用する。この場合において、第三項中「交付する。」とあるのは、「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。

9 第十条の規定は、第一項又は第七項の規定により許可を受けた者についてこれを準用する。

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第三十五条 漁業法第七十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ぜられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置してその旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第三十六条 前条に規定する標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき又は当該標識を亡失し、若しくはき損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し若しくは、設置しなければならない。

第四章 罰則

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条、第十三条、第二十四条第一項、第二十五条から第三十二条まで、第三十三条第一項若しくは第七項又は第三十四条第六項の規定に違反した者

二 第十二条、第二十二條第一項、第三十三条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)又は第三十四条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

三 第二十二條第一項の規定による採捕の停止の命令に違反した者

四 第二十四条第二項の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品又は漁船若しくは漁具その他の水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第三十八条 第十条第一項(第三十四条第九項において準用する場合を含む。)又は第三十三条第十項の規定に違反した者は、科料に処する。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第三十七条又は前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対し各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第四十条 第十条第三項(第三十四条第九項において準用する場合を含む。)、第十一条、第十五条、第十六条、第十八条第一項若しくは第二項、第三十三条第六項又は第三十四条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この規則は、昭和三十九年五月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の群馬県漁業調整規則に基づいてした許可その他知事の処分については、この規則の相当規定に基づいてしたものとみなす。ただし、許可の有効期間は、従前の許可の残存期間とする。
- 3 この規則施行の際現に交付されている許可証等は、この規則の相当規定により交付されている許可証等とみなす。
- 4 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十二年七月一日規則第四十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十三年十一月一日規則第八十二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現になされている申請、通知等の様式については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十五年八月二十八日規則第五十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年一月十四日規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十年四月二十八日規則第三十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年四月二十三日規則第三十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年三月二十二日規則第七号）

この規則は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（昭和五十八年三月二十五日規則第十七号）

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年六月十一日規則第四十二号）

この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成五年十二月十七日規則第八十七号）

- 1 この規則は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現になされている申請等の様式については、なお従前の例による。

附 則（平成六年九月三十日規則第八十三号）

- 1 この規則は、平成六年十月一日から施行する。ただし、第四十条の改正規定は、平成六年十一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十年四月二十四日規則第五十一号）

この規則は、平成十年五月一日から施行する。

附 則（平成十一年十一月三十日規則第六十号）

- 1 この規則は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十二年二月二十九日規則第九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にされた申請又は届出に係る第三条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に改正前の群馬県漁業調整規則第十条第二項の規定により市町村の長が証明した許可証の写しは、改正後の群馬県漁業調整規則第十条第二項の規定により都道府県知事が証明した許可証の写しとみなす。

附 則（平成十三年三月三十日規則第十七号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十日規則第四十五号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年九月二十五日規則第六十号）

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日規則第三十四号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年二月十日規則第四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十八年二月七日規則第十号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年七月二十八日規則第四十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（規格A4）（第4条関係）

代 表 者 選 定 届		年 月 日
群馬県知事 へ		
	住 所	
	氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	印
	住 所	
	氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	印
	住 所	
	氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	印
次のとおり	漁業に係る共同申請の代表者を選定しました。	
代表者	住 所	
	氏 名（法人にあつては、名称）	

別記様式第2号（規格A4）（第4条関係）

代 表 者 変 更 届		年 月 日
群馬県知事 へ		
	住 所	
	氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	印
	住 所	
	氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	印
	住 所	
	氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	印
次のとおり	年 月 日付け届出の	漁業に係る共同申請の代表者
	を変更しました。	
旧代表者	住 所	
	氏 名（法人にあつては、名称）	
新代表者	住 所	
	氏 名（法人にあつては、名称）	

別記様式第3号（規格A4）（第5条関係）

漁業権行使規則認可申請書		年 月 日
群馬県知事 あて		
住 所 漁業協同組合 理 事 氏		名 印
年 月 日群馬県告示第 号によって公示された第 号に係る 漁業権について、別添のように 漁業協同組合第 号 漁業権行使規則 を制定したいから、認可してください。		
添付書類		

別記様式第4号（規格A4）（第5条関係）

漁業免許申請書		年 月 日
群馬県知事 あて		
住 所 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		印
年 月 日群馬県告示第 号によって公示された共（区、定）第 号漁業権の免許を受けたいから、免許してください。		

遊漁規則変更認可申請書

年 月 日

群馬県知事

あて

住 所

漁業協同組合

理 事 氏

名 印

年 月 日群馬県告示第 号によつて公示された共第 号に係る第5種共同漁業権遊漁規則を制定（変更）したいから、認可してください。

添付書類

採 捕 許 可 申 請 書

年 月 日

群馬県知事あて

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

次のとおり 網により水産動植物採捕をしたいから、許可してください。

- 1 採捕の種類
- 2 採捕区域
- 3 採捕する水産動植物の種類
- 4 採捕期間
- 5 漁具又は漁法の規模及び数
- 6 採捕に従事する者の住所及び氏名
- 7 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 船舶総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数

許可番号第	号
採 捕 許 可 証	
住 所	
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）	
1	採捕の種類
2	採捕区域
3	採捕期間
4	採捕に従事する者の住所及び氏名
5	船舶
	（1） 船名
	（2） 漁船登録番号
	（3） 総トン数
	（4） 推進機関の種類及び馬力数
6	許可の有効期間
	年 月 日から 年 月 日まで
7	制限又は条件
年 月 日	
群馬県知事	
印	

採捕許可の内容変更許可申請書

年 月 日

群馬県知事あて

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

次のとおり 網による採捕の許可の変更をしたいから、許可してください。

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 変更しようとする事項

項 目	現 在 の 許 可 の 内 容	変 更 し よ う と す る 内 容

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

採捕許可証書換え交付申請書

年 月 日

群馬県知事あて

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者氏名） 印

次の 網による採捕許可証の記載事項について変更を生じたから、次のとおり書換え交付してください。

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書き換えようとする事項

項 目	現在の許可証記載事項	書き換えようとする内容

- 5 書き換えを必要とする理由

移 植 許 可 申 請 書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

次のとおり移植をしたいから、許可してください。

- 1 移植の目的
- 2 移植しようとする魚種の名称及び数量
- 3 移植しようとする魚種の購入先及び産地
- 4 移植しようとする区域
- 5 移植の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 移植しようとする者の住所及び氏名

許可番号第	号
移 植 許 可 証	
住 所 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
1	移植魚種の名称
2	移植魚種の数量
3	移植区域
4	移植期間 年 月 日から 年 月 日まで
5	移植者の住所及び氏名
6	制限又は条件
年 月 日	
群馬県知事 印	

特別採捕許可申請書

年 月 日

群馬県知事あて

住 所
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

次のとおり特別採捕したいから、許可してください。

- 1 目 的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項
群馬県漁業調整規則第 条第 項
- 3 使用船舶
 - (1) 船 名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
 - (5) 所有者氏名
- 4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
- 5 採捕の期間
- 6 採捕の区域
- 7 使用漁具及び漁法
- 8 採捕に従事する者の住所及び氏名

許可番号第	号
特 別 採 捕 許 可 証	
住 所	
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
1	適用除外の事項 群馬県漁業調整規則第 条第 項
2	採捕する水産動植物の種類及び数量
3	採捕の区域
4	採捕の期間
5	使用漁具及び漁法
6	採捕に従事する者の住所及び氏名
7	使用船舶 (1) 船 名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数 (4) 推進機関及び馬力数
8	許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
9	制限又は条件
年 月 日	
群馬県知事	
印	

○都道府県漁業調整規則例

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十七条第一項並びに第百十九条第一項及び第二項並びに水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、○○県漁業調整規則を次のように定める。

令和 年 月 日

○○県知事 氏 名

○○県漁業調整規則

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 漁業の許可（第四条―第三十二条）
- 第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第三十三条―第五十条）
- 第四章 漁業の取締り（第五十一条―第五十四条）
- 第五章 雑則（第五十五条―第六十条）

第六章 罰則（第六十一条―第六十四条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、漁業法（以下「法」という。）、水産資源保護法その他漁業に関する法令と相まって、〇〇県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（県内に住所を有しない者の申請）

第二条 県内に住所を有しない者は、第八条第一項、第三十二条第二項又は第三十四条第三項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

（代表者の届出）

第三条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第二章 漁業の許可

（知事による漁業の許可）

第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

一 もじやこ漁業 海面においてもじやこ（全長十五センチメートル以下のぶりをいう。）をとることを目的とする漁業（中型まき網漁業を除く。）

二 うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業

三 しじみ漁業 内水面においてじよれんによりしじみをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業を除く。）

四 さんご漁業 海面においてさんごをとることを目的とする漁業

五 小型まき網漁業 海面において総トン数五トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業（第

- 一号に掲げるもじゃこ漁業を除く。）
- 六 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業（第一号に掲げるもじゃこ漁業を除く。）
- 七 ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業
- 八 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業（次号に掲げる固定式刺し網漁業を除く。）
- 九 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業
- 十 いるか突棒漁業 海面においているか突棒により行う漁業
- 十一 さけ・ますはえ縄漁業 海面において総トン数十トン以上の動力漁船を使用してさけ・ますはえ縄により行う漁業
- 十二 しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業（中型まき網漁業を除く。）
- 十三 たこつぼ漁業 海面においてたこつぼにより行う漁業
- 十四 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業
- 十五 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業

十六 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業

十七 ふくろ網漁業 内水面においてふくろ網により行う漁業（第二号に掲げるうなぎ稚魚漁業を除く。）

2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第一号若しくは第三号から第十三号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

（許可を受けた者の責務）

第五条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

（起業の認可）

第六条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第七条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請し

た場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可又は起業の認可の申請)

第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第一号若しくは第三号から第十三号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 知事許可漁業の種類
- 三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地
- 四 漁具の種類、数及び規模

- 五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- 六 その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

一 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合

二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第十条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

二 暴力団員等であること。

三 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）で定める使用人のうち前二号のいずれかに該当する者があるものであること。

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

五 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（新規の許可又は起業の認可）

第十一条 知事は、許可（第七条第一項及び第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実

態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

一 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

三 推進機関の馬力数

四 操業区域

五 漁業時期

六 . . .

2 前項の申請すべき期間は、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。

ただし、一月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関

係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（公示における留意事項）

第十二条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第一項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

(許可等の条件)

第十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(継続の許可又は起業の認可等)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしななければならない。

一 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第四号において同じ。）を受けた者が、その許可の有

効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

二 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

三 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

四 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

2 前項第一号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

（許可の有効期間）

第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする

。ただし、前条第一項（第一号を除く。）の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第〇号から第〇号までに掲げる漁業 五年

二 第四条第一項第〇号から第〇号までに掲げる漁業 三年

三 第四条第一項第二号に掲げる漁業 一年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

（変更の許可）

第十六条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第十一条第一項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し

なければならぬ。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 漁業種類

三 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号

四 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日

五 変更の内容

六 変更の理由

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に關し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（相続又は法人の合併若しくは分割）

第十七条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若し

くは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可等の失効)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。

二 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

三 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から二
月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日

から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第十九条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

第二十条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間休業したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第百十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令、法第百二十条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、法第百二十一条第一項の規定による指示又は同条第四項において読み替えて準用する法第百二十条第十一項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間

は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
(資源管理の状況等の報告)

第二十一条 許可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ下欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期限
中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業及び小型さけ・ます流し網漁業	翌月の十日まで
うなぎ稚魚漁業	漁業時期の終了後三十日以内
〇〇漁業	当該航海終了後三十日以内
〇〇漁業	翌月の十日まで

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 許可を受けた者の氏名（法人にあつては、その名称）
- 二 許可番号
- 三 報告の対象となる期間
- 四 漁獲量その他の漁業生産の実績
- 五 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- 六 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- 七 その他必要な事項

（適格性の喪失等による許可等の取消し等）

第二十二條 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第九条第一項第二号又は第十条第一項各号のいずれかに該当することとなつたときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずること

とができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
い。

(公益上の必要による許可等の取消し等)

第二十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第二十四条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 漁業種類

三 操業区域及び漁業時期

四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

五 許可の有効期間

六 条件

七 その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

第二十五条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第二十六条 許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第二十七条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 漁業種類

三 許可を受けた年月日及び許可番号

四 書換えの内容

五 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第二十八条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第二十九条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十三条第二項の規定により許可若しくは起業の認可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

二 第十六条第一項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。

三 第十七条第二項の規定による届出があつたとき。

四 第二十二条第二項又は第二十三条第一項の規定により、許可を変更したとき。

五 第二十七条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

(許可証の返納)

第三十条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならぬ。

3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前二項の手続をしなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第三十一条 許可を受けた者(第四条第一項第○号及び第○号に掲げる漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。)は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に別記様式第一号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(特定の漁業の許可)

第三十二条 漁業生産力の発展に特に寄与すると知事が認める試験研究又は新技術の企業化のために、次に掲げる漁業を営もうとする者は、知事の許可を受けなければならない。

一 〇〇漁業 . . .

二 〇〇漁業 . . .

2 前項の許可を受けようとする者は、同項各号に掲げる漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 漁業の種類

三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地

四 漁具の種類、数及び規模

- 五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- 六 その他参考となるべき事項
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、第一項の許可をしてはならない。
 - 一 第九条第一項第二号に該当する場合
 - 二 申請者が第十条第一項各号のいずれかに該当する者である場合
 - 三 漁業調整のため必要があると認める場合
- 4 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、第一項の許可をするに当たり、許可に条件を付けることができる。
- 5 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、第一項の許可後、当該許可に条件を付けることができる。
- 6 第一項の許可の有効期間は、漁業の種類ごとに三年を超えない範囲内において知事が定めるものとする。
- 7 知事は、第一項の許可を受けた者が第九条第一項第二号又は第十条第一項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該許可を取り消さなければならない。

8 知事は、第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、当該許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

9 第一項の許可を受けた者は、第二十一条第二項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

10 前項に定めるもののほか、同項の規定による報告に関し必要な事項は、知事が定めるものとする。

11 第八条第二項、第二十三条第一項及び第二十四条から第三十条までの規定は、第一項の許可について準用する。

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(漁業の禁止)

第三十三条 何人も、次に掲げる漁業を営んではならない。

一 次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業

イ ○○（以下「○○漁業」という。）

ロ ○○（以下「○○漁業」という。）

二 次に掲げる漁業の方法により営む漁業

イ 沖縄式追込網（以下「沖縄式追込網漁業」という。）

ロ 空釣こぎ（以下「空釣こぎ漁業」という。）

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第三十四条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

一 やな

二 まき網

三 打瀬網

四 す建網

五 刺し網

六 建干網

七 石かま漁法（石倉漁法を含む。）

八 鵜飼漁法

九 . . .

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 第四条第一項又は第三十二条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合

二 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合

三 法第七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

3 第一項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 採捕の種類

三 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類

四 漁具の数及び規模

五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

六 採捕に従事する者の氏名及び住所

七 その他参考となるべき事項

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

一 申請者が第十条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者である場合

二 漁業調整のため必要があると認める場合

5 採捕の許可の有効期間は、三年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、三年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第十三項において準用する第二十三条

第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第二百二十条第一項の規定による指示若しくは同条第十一項の規定による命令により第一項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 採捕に従事する者の氏名及び住所

三 使用する船舶の名称及び漁船登録番号

四 許可の有効期間

五 条件

六 その他参考となるべき事項

10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中であ

る者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。

12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

13 第八条第二項、第九条第二項及び第三項、第十三条、第二十条第三項、第二十二條、第二十三條並びに第二十六条から第三十条までの規定は、採捕の許可について準用する。

(保護水面における採捕の禁止)

第三十五条 何人も、次の表の上欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第十八条第一項の規定によって指定されたものをいう。）の区域において、同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の下欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

保護水面の区域	禁止期間	水産動植物
次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次	〇月〇日から〇月〇日まで	全ての水産動植物

<p>結んだ線によって囲まれた水面</p>	<p>ア 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分</p>	<p>○○秒の点</p>
<p>イ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分</p>	<p>○○秒の点</p>	<p>ウ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分</p>
<p>○○秒の点</p>	<p>エ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分</p>	<p>○○秒の点</p>
<p>次に掲げるア及びイの点を結んだ線から上流の</p>	<p>○○川本流の水面</p>	<p>ア 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分</p>
<p>○○秒の点</p>	<p>○月○日から○月○日まで</p>	<p>○○○</p>

イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分
〇〇秒の点

(禁止期間)

第三十六条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の下欄に掲げる期間中、採捕してはならない。ただし、第四条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて内水面において採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	禁止期間
あゆ	一月一日から五月三十一日まで
しらうお	〇月〇日から〇月〇日まで
あかがい	〇月〇日から〇月〇日まで
たいらぎ	〇月〇日から〇月〇日まで
なまこ	〇月〇日から〇月〇日まで

てんぐさ	○月○日から○月○日まで
わかめ	○月○日から○月○日まで
・・・	・・・

2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(全長等の制限)

第三十七条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、第四条第一項第一号に掲げるもじやこ漁業若しくは同項第二号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	大きさ
うなぎ	全長三十センチメートル以下
こい	全長〇〇センチメートル以下
ぶり	全長十五センチメートル以下

あさり	殻長〇〇センチメートル以下
さざえ	殻長〇〇センチメートル以下
・・・	・・・

2 何人も、内水面において、いわな、さけ、ます（にじますを除く。）又はにじますの産んだ卵を採捕してはならない。

3 前二項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
（漁具漁法の制限及び禁止）

第三十八条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 動力を利用する瀬干漁法
- 三 ・・・

第三十九条 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具又は漁法	範圍
建干網	網目 十五センチメートルにつき〇節以下
す建、す干	すの間隔 〇〇センチメートル以上
〇〇をとることを目的とする桁	幅 〇〇センチメートル以下 爪の間隔 〇〇センチメートル以上
〇〇をとることを目的とする〇〇網	網目 十五センチメートルにつき〇節以下（もじ網にあっては五十センチメートルにつき〇〇以下）
自家用釣餌料 <small>つりじ</small> をとることを目的とする小型機船底	ビームの長さ 〇〇センチメートル以下
びき網	網目 十五センチメートルにつき〇節以下
〇〇をとることを目的とする流し網	反数 〇〇反以下
四手網	網目 十五センチメートルにつき〇節以下

地びき網

袖網の長さ 〇〇メートル以下

(禁止区域等)

第四十条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

一 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面

ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点

イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点

ウ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点

エ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点

二 . . .

第四十一条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

一 あゆ	水産動植物	禁止期間	禁止区域
		十月一日から十二月三十一日まで	内水面

	で	
二 いわな（全長〇 〇センチメートル 以下のものに限 る。）	十月一日から翌年三月三十一日 まで	内水面
三 さげ	周年	内水面
四 たい（全長〇〇 センチメートル以 下のものに限る。）	〇月〇日から〇月〇日まで	海面
五 にじます（全長 〇〇センチメート ル以下のものに限	〇月〇日から〇月〇日まで	内水面

<p>る。)</p>	<p>六 ます (にじます を除き、全長〇〇 センチメートル以 下のものに限る。)</p>	<p>〇月〇日から〇月〇日まで</p>	<p>内水面</p>
<p>七 いせえび (体長 〇〇センチメート ル以下のものに限 る。)</p>	<p>周年</p>	<p>海面</p>	
<p>八 いせえび (体長 〇〇センチメート ルを超えるもの に限る。)</p>	<p>九月一日から九月三十日まで</p>	<p>次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を 順次結んだ線によって囲まれた水面 ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇 〇分〇〇秒の点</p>	

<p>十 あわび（殻長○ ○センチメートル を超えるものに限</p>	<p>九 あわび（殻長○ ○センチメートル 以下のものに限 る。）</p>	
<p>○月○日から○月○日まで</p>	<p>周年</p>	
<p>海面</p>	<p>海面</p>	<p>イ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○ ○分○○秒の点 ウ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○ ○分○○秒の点 エ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○ ○分○○秒の点</p>

<p>る。)</p>	<p>十一 はまぐり（殻 長〇〇センチメー トル以下のものに 限る。）</p>	<p>十二 はまぐり（殻 長〇〇センチメー トルを超えるもの に限る。）</p>	<p>十三 ほたてがい</p>
	<p>周年</p>	<p>〇月〇日から〇月〇日まで</p>	<p>〇月〇日から〇月〇日まで</p>
	<p>海面</p>	<p>海面</p>	<p>次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を 順次結んだ線によって囲まれた水面 ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇 〇分〇〇秒の点</p>

・ ・ ・	
・ ・ ・	
・ ・ ・	イ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点 ウ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点 エ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点

2 第四条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて内水面において採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、前項の表の第○号から第○号までの規定は適用しない。

3 第一項の表の第○号の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(河口付近における採捕の制限)

第四十二条 何人も、次の表の第一欄に掲げる河川の河口付近であつて同表の第二欄に掲げる区域において、同表の第三欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の第四欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

河川名	禁止区域	禁止漁具・漁法	禁止期間
〇〇川河口	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 ウ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経	手釣、竿釣（引掛竿釣及びこれに類するものを除く。）以外の漁具・漁法	〇月〇日から〇月〇日まで

〇〇度〇〇分〇〇秒の点
 エ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経
 〇〇度〇〇分〇〇秒の点

(夜間の採捕の禁止)

第四十三条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により午前零時から午前〇時まで及び午後〇時から午後十二時までの間、水産動植物を採捕してはならない。

一 〇〇網 (内水面において採捕する場合に限る。)

二 〇〇網

(火船の数の制限)

第四十四条 次の表の上欄に掲げる漁業につき火船を使用できる数は、一統につき、それぞれ同表の下欄の隻数の範囲内であればならない。

漁業種類	火船の数の範囲
〇〇漁業	〇隻以下

〇〇漁業

〇隻以下

(湖河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限)

第四十五条 次の表の上欄に掲げる区域において湖河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲の魚道を開通しなければならぬ。

区	域
〇〇川	魚道を開通すべき範囲
〇〇川	河川流幅の〇分の一以上
〇〇川	河川流幅の〇分の一以上

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第四十六条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 竿釣及び手釣
- 二 たも網及び叉手網
- 三 投網（船を使用しないものに限る。）

四 やす、は具

五 徒手採捕

六 . . .

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 漁業者が漁業を営む場合

二 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

三 試験研究のために水産動植物を採捕する場合

(有害物質の遺棄漏せつの禁止)

第四十七条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第四十八条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 目的

三 免許番号

四 区域

五 期間

六 補償の措置

七 その他参考となるべき事項

3 知事は、第一項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。

(砂れきの採取禁止)

第四十九条 内水面のうち第三十五条、第四十条及び第四十一条第一項の表の第〇号から第〇号までに規定する禁止区域並びに直轄管理河川等（一級河川のうち、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間以外の区間及び国土交通大臣の直轄工事が施行される海岸保全区域をいう。以下同じ。）以外で別表に掲げる区域（又は直轄管理河川等以外で別途知事が公示する区域）において、砂れきの採取又は除去を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

一 河川工事、砂防工事、地すべり防止工事及び海岸保全施設に関する工事（災害復旧事業としてこれらの工事を行うものを含む。）による場合

二 河川法第七条に規定する河川管理者、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第五条に規定する都道府県知事若しくは同法第六条に規定する国土交通大臣、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）

第七条に規定する都道府県知事又は海岸法（昭和三十一年法律第百一号）に規定する海岸管理者が都道府県知事に協議し、その結果に基づき、河川法等の許可等がされた場合

(試験研究等の適用除外)

第五十条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 目的

三 適用除外の許可を必要とする事項

四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名

五 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）

六 採捕の期間及び区域

七 使用する漁具及び漁法

八 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 適用除外の事項

三 採捕する水産動植物の種類及び数量

四 採捕の期間及び区域

五 使用する漁具及び漁法

六 採捕に従事する者の氏名及び住所

七 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

八 許可の有効期間

九 条件

4 知事は、第一項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しな

ければならない。

6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

7 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第三項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。

8 第二十五条の規定は、第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について準用する。

第四章 漁業の取締り

(停泊命令等)

第五十一条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。）は、法第三百二十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができ。

2 知事は、前項の規定による処分（法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
（船長等の乗組み禁止命令）

第五十二条 知事は、第四条第一項又は第三十二条第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（衛星船位測定送信機等の備付け命令）

第五十三条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項又は第三十二条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するもの

をいう。)を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

一 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

イ 当該船舶を特定することができる情報

ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

三 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

(停船命令)

第五十四条 漁業監督吏員は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

一 別記様式第二号による信号旗Lを掲げること。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第五章 雑則

（漁場又は漁具の標識の設置に係る届出）

第五十五条 法第二百二十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならぬ。

（標識の書換え又は再設置等）

第五十六条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなった

とき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第五十七条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記様式第三号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上一・五メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(はえ縄漁業及び流し網漁業の漁具の標識)

第五十八条 次に掲げるはえ縄漁業及び流し網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は綱の両端に、水面上一・五メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄の中間に三百メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

一 ○○はえ縄漁業及び○○はえ縄漁業

二〇〇流し網漁業及び〇〇流し網漁業

2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第五十九条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

第六十条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書そ

他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第六章 罰則

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十四条第一項、第三十五条から第四十条まで、第四十一条第一項若しくは第三項、第四十二条から第四十五条まで、第四十七条第一項、第四十八条第一項又は第四十九条の規定に違反した者

二 第三十二条第四項若しくは第五項、第三十四条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十八条第三項の規定により付けた条件に違反した者

三 第二十三条第一項（第三十二条第十一項及び第三十四条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十二条第八項、第三十四条第十三項において準用する第二十二条第二項、第四十七条第二項又は第五十二条第一項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部

又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第六十二条 第二十五条第一項（第三十二条第十一項及び第五十条第八項において準用する場合を含む。）

、第三十一条、第三十四条第十項又は第四十六条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第六十一条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

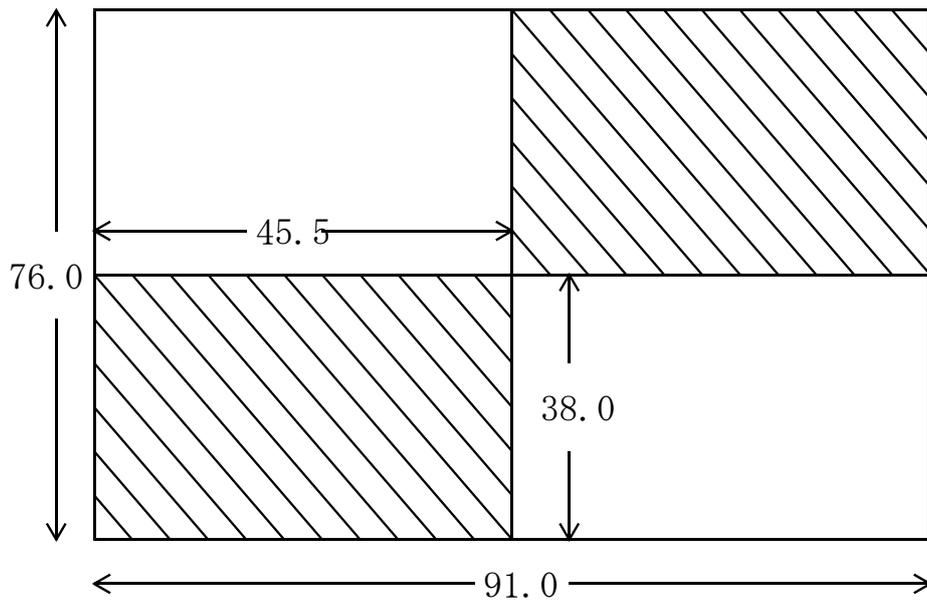
第六十四条 第十七条第二項、第十九条第二項若しくは第二十五条第三項（第三十二条第十一項及び第五十条第八項において準用する場合を含む。）の規定、第二十六条から第二十八条まで、第三十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三十二条第十一項及び第三十四条第十三項において準用する場合を含む。）の規定、第三十四条第十二項の規定又は第五十条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

様式第一号

漁業	様式
小型機船底びき網漁業のうち打瀬漁業	ホク打1 2 3
小型機船底びき網漁業のうち自家用釣餌 ^{つりじ} 料びき網漁業	ホク自1 2 3
小型機船底びき網漁業のうち手繰第三種漁業（第一種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。）	ホク手1 2 3
上記以外の小型機船底びき網漁業	ホク1 2 3
小型さけ・ます流し網漁業	ホク流1 2 3

備考 各文字及び数字の大きさは八センチメートル以上、太さは二センチメートル以上、間隔は二・五センチメートル以上とする

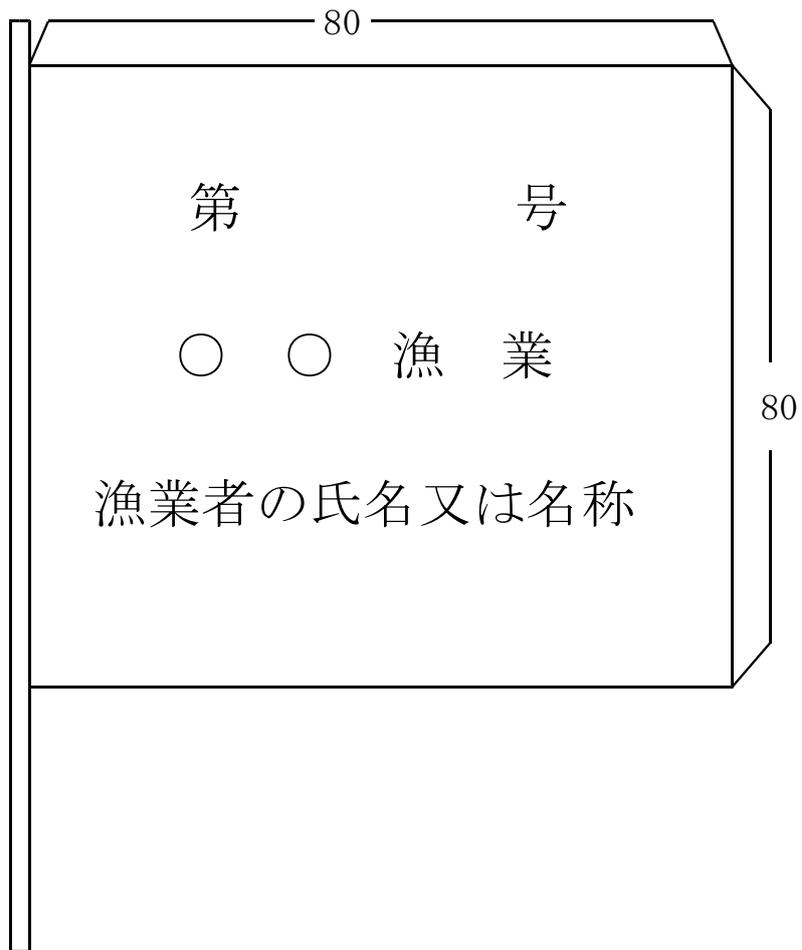
様式第二号



備考

- 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

様式第三号



備 考

- 1 標識は、赤色の布地である。
- 2 数字は、センチメートルを示す。